令和８年度(2026 年度)　第１回　同和問題解決推進協議会

次　　第

日時：令和８年(2026 年) ８月１０日(月)
１７時～１９時

会場：人権平和センター豊中　大集会室

【案件】

１．会長の選出及び職務代理者の指名について

２．協議会の公開等について

３．豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（諮問）

４．第１２期協議会のスケジュール（案）について

５．豊中市同和行政基本方針に基づく進捗状況について

６．令和７年度(2025 年度)人権についての市民意識調査結果について

７．その他

【資料】

次第
（資料１－１）豊中市同和問題解決推進協議会規則
（資料１－２）第１２期名簿
（資料２）　傍聴要領
（資料３）　第１２期スケジュール（案）
（資料４－１）同和行政基本方針に基づく進行管理状況調査表
（資料４－２）豊中市同和行政基本方針に基づく進捗状況について
（資料５）　人権についての市民意識調査《概要版》
※市民意識調査報告書は豊中市ホームページからご覧いただけます。
（参考１）　豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（第 11 期答申）
（参考２）　豊中市同和行政基本方針
（資料ナンバーなし）　豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（諮問）
＜写し＞　※ 当日配付資料

○豊中市同和問題解決推進協議会規則

平成１６年５月３１日
規則第５３号
改正　平成１７年３月３１日規則第３号
平成１９年３月２３日規則第１号
平成２３年３月２５日規則第５号
平成２７年３月２５日規則第２０号
平成２９年１１月２０日規則第６５号
令和５年３月２２日規則第１４号

（目的）

第１条　この規則は，執行機関の附属機関に関する条例（昭和２８年豊中市条例第３８号）第２条の規定に基づき，豊中市同和問題解決推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　協議会は，市長の諮問に応じて，同和問題の解決についての諸課題について調査審議し，その意見を答申するものとする。

（組織）

第３条　協議会は，委員１０人以内で組織する。

２　委員は，次の各号に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　本市における同和問題に精通している者

（３）　市民

３　前項第３号に掲げる委員は，公募により選考する。ただし，応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは，この限りでない。

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，前条第２項第３号の委員を除き，再任されることができる。

３　市長は，特別の理由があると認める場合は，第１項の規定にかかわらず，委員を解嘱することができる。

（会長）

第５条　協議会に会長を置く。

２　会長は，委員の互選によって定める。

３　会長は，協議会の事務を総理し，協議会を代表する。

４　会長に事故があるときは，あらかじめ会長の定めた委員が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は，会長が招集し，会長が議長となる。

２　協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（部会）

第７条　協議会が必要と認めるときは，協議会に部会を置くことができる。

２　部会は，会長が指名する委員で組織する。

３　部会に部会長を置き，部会に所属する委員のうちから会長が指名する。

４　部会長は，部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第８条　会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は，市民協働部人権政策課において処理する。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか，協議会の運営について必要な事項は，会長が定める。

附　則

１　この規則は，平成１６年６月１日から施行する。

２　会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は，市長が行う。

３　他の規則の一部改正〔略〕

附　則（平成１７年３月３１日規則第３号抄）

１　この規則は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２３日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成２３年３月２５日規則第５号抄）

１　この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２５日規則第２０号抄）

１　この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１１月２０日規則第６５号）

この規則は，平成２９年１１月２７日から施行する。

附　則（令和５年３月２２日規則第１４号抄）

１　この規則は，令和５年４月１日から施行する。

第12期　豊中市同和問題解決推進協議会

任期：令和8年(2026年)６月１日～令和10年(2028年)５月３１日

	名前（敬称略）	所属・役職等
●学識経験者		
継続	岩槻（いわつき）　知也（ともや）	京都女子大学発達教育学部教育学科教授
	沖本（おきもと）　和子（かずこ）	大阪多様性教育ネットワーク共同代表
新規	廣岡（ひろおか）　浄進（きよのぶ）	大阪公立大学人権問題研究センター准教授
継続	宮前（みやまえ）　千雅子（ちかこ）	関西大学人権問題研究室委嘱研究員
新規	南（みなみ）　修平（しゅうへい）	豊中市人権教育研究協議会事務局
新規	植松（うえまつ）　英子（ひでこ）	豊中市人権教育推進委員協議会
●本市における同和問題に精通している者		
新規	酒井（さかい）　留美（るみ）	豊中地域人権協議会協議員
継続	八塚（やつづか）　万里子（まりこ）	豊中地域人権協議会協議員
新規	大塚（おおつか）　かおり	蛍池地域人権協議会協議員
●市　民		
新規	平尾（ひらお）　漱太（そうた）	市民公募委員

（資料２）

豊中市同和問題解決推進協議会会議の傍聴要領

１　目的

この要領は、豊中市同和問題解決推進協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10 人とする。

ただし、会場の都合又は議事の内容によりこれを増減することができる。

３　傍聴手続き

（１）　傍聴者は、受付で所定の用紙に姓名及び住所を記入しなければならない。

（２）　傍聴の受付は、会議の開催時刻のおおむね 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選などにより傍聴者を決定する。

４　傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（１）　凶器その他、人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者。

（２）　酒気を帯びている者。

（３）　旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者。

（４）　前 3 号に揚げる者のほか、議事を妨害し、又は、人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。

５　傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）会場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

（２）放言、放歌などにより騒ぎたてないこと。

（３）　はち巻、腕章、たすきの類を着用する等、示威的行為をしないこと。

（４）　飲食又は喫煙をしないこと。

（５）　みだりに席を離れ、又は他の人に迷惑となる行為をしないこと。

（６）　前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6　撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

7　係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8　違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9　その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成 16 年 6 月 28 日から実施する。

（資料３）

第１２期　豊中市同和問題解決推進協議会 スケジュール（案）

（任期：令和 8 年(2026 年) 6 月 1 日～令和 10 年(2028 年) 5 月 31 日）

回	年度	開催月	開　催　案　件　（予　定）
第１回	令和８年度（２０２６年度）	８月	○ 会長の選出及び職務代理者の指名について ○ 協議会の公開等について ○ 豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（諮問） ○ 第 12 期協議会スケジュール(案)について ○ 同和行政基本方針に基づく進捗状況について ○ 令和７年度(2025 年度)人権についての市民意識調査結果について
第２回		1～2 月	○ 豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて
第３回	令和９年度（２０２７年度）	８月	○ 同和行政基本方針に基づく進捗状況について ○ 豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（答申案）
第４回		1～3 月	○ 豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（答申）

資料4-1

令和8年度（2026年度）「同和行政基本方針」に基づく進行管理状況調査表（令和7年度（2025年度）実施分）

	内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和7年度実績内訳	令和7年度成果・課題	令和8年度取組み等
	差別にであったときに適切に対応できる力をつけるための学びの機会の提供	1	職員の人権研修	46	総務部人事課	・人権研修主任推進員・推進員等合同研修の講演テーマと受講者 第1回（受講者208人）【集合＋配信】人権行政と各職場の取組みについて、同和問題について等 第2回（受講者206人）【集合＋配信】参加型で考える「無意識の差別」 第3回（受講者205人）【集合＋配信】性的マイノリティの人権を考える ・階層別研修 ・新規採用職員研修（受講者 159人） ・係長級・技能長昇格前研修（受講者 52人）	令和7年度について、人権研修主任推進員・推進員等合同研修を年3回の実施、階層別研修等でも人権に係る研修を実施した。 当該研修等を通じて、人権課題に対する理解の促進と対応力の向上につながったと考える。	令和8年度についても、引き続き人権研修主任推進員・推進員合同研修等を実施し、差別にであった時に適切に対応できる力をつけるための学びの機会提供を図る。
		2	職員研修（専門性向上等）	47	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・研修会・講演会への参加（全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣協ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会（大阪府福祉部）、部落解放・人権夏期講座、人権文化まちづくり講座、人事課研修係開催の研修　他）	積極的に研修、講演会に参加するよう努めた。 多くの職員が効率よく参加できるような人員配置やスケジュールの調整が課題である。	研修の参加を支援するため、情報共有やスケジュールの調整に努めるとともに、研修へのの参加を推進する。
		3	生涯学習（講座）		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・人権文化まちづくり講座6回実施、延べ251人（うち、同和問題1回、87人）	講座のお知らせをSNSなどでも行い、新規参加者が増え、広い年齢層が交流することができた。また、人権や差別をともに考えることのできる機会づくりを提供することができた。幅広い年齢層に参加いただくために、広報の方法や内容を検討する。	今後も人権学習・啓発活動の充実に努める。 人権文化まちづくり講座のネットやSNS等のソーシャルメディアを活用した啓発を行う。 学習機会の提供に係る情報の収集と整理を行う。
		4	人権問題事業者学習会		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・8月6日 (1)「子どもの人権にかかる豊中市の取組み」（児童相談所職員） (2)「『気づき』から始まる子どもの支援～気づく・つなぐ・支える児童虐待予防～」 臨床心理士　NPO 法人児童虐待防止協会　副理事長　白山真知子さんによる講演 ・参加者数498人（会場42、録画配信456）	市の業務を委託している事業者、特に市民と直接接する業務を委託している事業者に案内を行い、研修を受講し人権意識の高揚に取り組んでもらうことができた。一般的な知識だけでなく、参加対象者に特化した内容も盛り込んでいくことが課題である。	引き続き、多くの事業者が学習会に参加し、事業所内での研修に役立ててもらえる取組みを進めていく。
		5	人権保育推進	14	こども未来部こども事業課	・子ども健やか育みフォーラム：開催回数1回（対面）参加者数265人 ・こどものつぶやき展：市民への啓発を目的にロビー展示実施開催回数1回来訪者数325人 ・保育アドバイザー研修（園内研修）：こども園24カ所各3回以上の講師招聘 ・障害児共生保育研究会：3回（うち2回はインクルーシブ教育保育研修と兼ねる） ・インクルーシブ教育保育研修：1回 ・就学前施設職員人権研修：1回 ・認可外保育施設人権研修：1回 ・とよなか人権文化まちづくり協会フィールドワーク：1回 ・大阪保育子育て人権研究集会、全国人権保育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会、豊中市人権教育夏季研究会等への参加	幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、人権保育基本方針の5つの柱や各こども園の現状課題等から指導計画をたて、より良い教育・保育につなげるため各こども園でテーマを決め、保育アドバイザー研修を実施するとともに、今日的課題についても研修計画に折り込み、職員同士での学びあいを継続し、教育・保育の質の向上をめざして取り組んだ。	公立こども園では、引き続き保育アドバイザー研修を進めながら、公開保育などを通して教育・保育の相互理解を図り、人権の視点に基づいた教育・保育実践と人材育成の推進に努める。 「子ども健やか育みフォーラム」「こどものつぶやき展」により多くの市民に参加してもらい、「豊中市人権保育基本方針」やこども園の教育・保育の中で大切にしてきた人権の視点についても発信していくようにする。
		6	管理職研修		教育センター	・いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について（2回実施） ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える ・帰国・渡日児童生徒の支援について	豊中市が行っている人権尊重の社会を支える活動から学び、実態把握と課題について学校管理職として必要な知識の涵養を図った。	・いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について（2回実施） ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える ・帰国・渡日児童生徒の支援について
		7	小学校体験学習推進事業	16	教育委員会事務局学校教育課	3年：校区探検、地域調べ（公共施設や商店）、昔調べ 4年：環境教育（環境調べ、リサイクル等）、障害者や高齢者との交流 5年：農業体験（稲作、野菜栽培等）、ボランティア体験（車椅子、アイマスク、点字、手話等）、国際理解学習 6年：平和学習、国際理解学習、ボランティア体験（シニア体験、高齢者との交流等）	体験活動を通して、障害者、高齢者、外国人など様々な境遇にある方々への理解と共感性を基盤とした判断力・行動力を身に付け、差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成した。	差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成できるよう、引き続き全校で体験学習に取り組む。
		8	中学校体験学習推進事業	17	教育委員会事務局学校教育課	ボランティア体験、職場体験、進路学習の取組みに加え、国際教育や福祉体験ワークショップなど、各中学校の特色を生かした取組みを行った	体験活動を通して、障害者、高齢者、外国人など様々な境遇にある方々への理解と共感性を基盤とした判断力・行動力を身に付け、差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成した。	差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成できるよう、引き続き全校で体験学習に取り組む。
		9	成人教育活動		教育委員会事務局社会教育課	識字教室 、学びの場	各教室で幅広い世代、国籍の方を対象に、読み書きを通じて人権感覚を高める機会を創出しました。講師の高齢化が問題として挙がっており、担い手の確保について対策を講じる必要がある。	引き続き、各教室で識字学習を継続し、人権感覚を高める機会を創出できるようにする必要がある。
		10	市民学習活動		中央公民館	・公民館人権啓発事業（16事業）、公民分館人権学習講座（110回、18,185人参加）、パネル展示	人権啓発事業や公民分館人権学習講座等を継続して実施する。	公民館人権啓発事業、公民分館人権学習講座、パネル展示等を行う。
		11	教職員研修推進事業	19,48	教育委員会事務局学校教育課	・教職員研修（12回・参加人数467人） ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加	研究会で得た情報、各種調査結果、教職員のニーズなどを勘案して教職員研修を企画立案し研修を実施した。 教職員人権教育研修Eを「豊中市人権教育フォーラム」と位置づけ、フォーラムの内容を、「人権教育をすすめるための資料集」としてまとめ、教職員スクールネット」に掲載している。 各学校において有効に活用されるよう様々な研修等の機会に「部落問題学習モデル・カリキュラム」など人権教育教材・資料等の周知を行った。	各校の人権教育の取組み、教職員のニーズなどを勘案して研修を企画立案し研修を実施する。 同和問題、インターネットを通じて行われる人権侵害など人権課題に対する理解を深めるとともに、人権教育教材・資料等が、各学校において有効に活用されるよう取組みを進める。
		12	事務局職員研修	49	教育委員会事務局学校教育課	・大阪府在日外国人教育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放研究全国集会、全国人権・同和教育研究大会、大阪府教育研究大会、人権部落問題学習研究集会、部落解放・人権夏期講座への参加	研究会に参加し、人権課題や同和問題に対する理解を深めるとともに、研究会の内容を報告・共有することで他の職員へも伝達研修を行った。	今後も、研究会に参加し同和問題に対する理解を深めるとともに、研究会の内容を報告・共有を行い職員へ伝達研修を行う。
		13	市民啓発		教育委員会事務局社会教育課	・ビデオ貸出数88回、人権デー啓発カレンダー1,200枚、市民の集い開催	すべての市民の人権感覚を高め、より人権尊重の輪を広げるため市民の集いを開催するとともに、各学校や市内公共施設などに人権デー啓発カレンダーの配布や、ビデオの貸出しを行った。 今後も、多くの市民に参加してもらえるよう、人権問題を考える機会を提供する必要がある。	引き続き、市民の集いを開催するとともに、一人でも多くの市民が人権問題に取り組めるよう、人権啓発カレンダーを作成し周知していく。
		14	人権保育推進	5	こども未来部こども事業課	・子ども健やか育みフォーラム：開催回数1回（対面）参加者数265人 ・こどものつぶやき展：市民への啓発を目的にロビー展示実施開催回数1回来訪者数325人 ・保育アドバイザー研修（園内研修）：こども園24カ所各3回以上の講師招聘 ・障害児共生保育研究会：3回（うち2回はインクルーシブ教育保育研修と兼ねる） ・インクルーシブ教育保育研修：1回 ・就学前施設職員人権研修：1回 ・認可外保育施設人権研修：1回 ・とよなか人権文化まちづくり協会フィールドワーク：1回 ・大阪保育子育て人権研究集会、全国人権保育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会、豊中市人権教育夏季研究会等への参加	幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、人権保育基本方針の5つの柱や各こども園の現状課題等から指導計画をたて、より良い教育・保育につなげるため各こども園でテーマを決め、保育アドバイザー研修を実施するとともに、今日的課題についても研修計画に折り込み、職員同士での学びあいを継続し、教育・保育の質の向上をめざして取り組んだ。	公立こども園では、引き続き保育アドバイザー研修を進めながら、公開保育などを通して教育・保育の相互理解を図り、人権の視点に基づいた教育・保育実践と人材育成の推進に努める。 「子ども健やか育みフォーラム」「こどものつぶやき展」により多くの市民に参加してもらい、「豊中市人権保育基本方針」やこども園の教育・保育の中で大切にしてきた人権の視点についても発信していくようにする。

	内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和7年度実績内訳	令和7年度成果・課題	令和8年度取組み等
Ⅳ．施策の基本的方向性	学校園等の教育・保育実践の継続・発展のための職員の経験や知識の継承	15	2年目研修		教育センター	・人権尊重の社会を支える活動に学ぶ（4回実施） ・豊中市立児童発達支援センターの概要と子どもへの支援について ・障害者の理解と支援について ・豊中市における児童虐待の対応 ・豊中市のヤングケアラー支援について ・豊中に住む外国にルーツを持つ子どもたちとかれらを取り巻く環境について ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える	豊中市が行っている人権尊重の社会を支える活動から学び、実態把握と課題について、2年目教職員としての認識を深めた。	・人権尊重の社会を支える活動に学ぶ（4回実施） ・豊中市立児童発達支援センターの概要と子どもへの支援について ・障害者の理解と支援について ・豊中市における児童虐待の対応 ・豊中市のヤングケアラー支援について ・豊中に住む外国にルーツを持つ子どもたちとかれらを取り巻く環境について ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える。
		16	小学校体験学習推進事業	7	教育委員会事務局学校教育課	3年：校区探検、地域調べ（公共施設や商店）、昔調べ 4年：環境教育（環境調べ、リサイクル等）、障害者や高齢者との交流 5年：農業体験（稲作、野菜栽培等）、ボランティア体験（車椅子、アイマスク、点字、手話等）、国際理解学習 6年：平和学習、国際理解学習、ボランティア体験（シニア体験、高齢者との交流等）	体験活動を通して、障害者、高齢者、外国人など様々な境遇にある方々への理解と共感性を基盤とした判断力・行動力を身に付け、差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成した。	差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成できるよう、引き続き全校で体験学習に取り組む。
		17	中学校体験学習推進事業	8	教育委員会事務局学校教育課	ボランティア体験、職場体験、進路学習の取組みに加え、国際教育や福祉体験ワークショップなど、各中学校の特色を生かした取組みを行った	体験活動を通して、障害者、高齢者、外国人など様々な境遇にある方々への理解と共感性を基盤とした判断力・行動力を身に付け、差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成した。	差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成できるよう、引き続き全校で体験学習に取り組む。
		18	人権教育図書等による啓発		教育センター	・人権関係雑誌や研究用図書等を購入して、ロビーに配架。市内小中学校教職員に貸し出し　雑誌　12冊	雑誌「ヒューマンライツ」は、年間を通じて12冊購入し、所内職員に供覧した。	人権関係雑誌や研究用図書等を購入して、ロビーに配架し、ロビー内閲覧や市内小中学校教職員に貸し出し予定。 雑誌「ヒューマンライツ」は年間を通じて12冊購入予定。
		19	教職員研修推進事業	11、48	教育委員会事務局学校教育課	・教職員研修（12回・参加人数467人） ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加	研究会で得た情報、各種調査結果、教職員のニーズなどを勘案して教職員研修を企画立案し研修を実施した。 教職員人権教育研修Eを「豊中市人権教育フォーラム」と位置づけ、フォーラムの内容を、「人権教育をすすめるための資料集」としてまとめ、教職員スクールネット」に掲載している。 各学校において有効に活用されるよう様々な研修等の機会に「部落問題学習モデル・カリキュラム」など人権教育教材・資料等の周知を行った。	各校の人権教育の取組み、教職員のニーズなどを勘案して研修を企画立案し研修を実施する。 同和問題、インターネットを通じて行われる人権侵害など人権課題に対する理解を深めるとともに、人権教育教材・資料等が、各学校において有効に活用されるよう取組みを進める。
		20	人権教育啓発推進事業		教育委員会事務局学校教育課	・人権教育啓発推進校　28校（小学校19校、中学校8校、義務教育学校1校） ・人権学習・人権教育研修会実施校10校（小学校10校）	啓発推進校での先進的な実践については、豊中市人権教育フォーラムで報告し、情報共有及び自校での取組みへのフィードバックを促し、人権教育の更なる充実を図ることができた。 人権教育啓発推進校を核とした特色ある取組みの情報発信及び共有のために、教職員向けの「人権教育をすすめるための資料集」「人権教育啓発推進校実践資料集」を、とよなかスクールネット（教職員向けホームページ）へ例年掲載している。	各学校において有効に活用されるよう取組みを進め、児童・生徒の豊かな人権感覚の育成を推進する。 令和8年度も取組みの情報発信及び共有のために、「人権教育をすすめるための資料集」「人権教育啓発推進校実践資料集」を、とよなかスクールネット（教職員向けホームページ）へ掲載し、活用を促す。
		21	進路選択支援事業		教育委員会事務局学校教育課	・相談延べ件数32件（豊中19件、蛍池13件）	進路相談員へ奨学金及び高等学校入学者選抜等の情報提供を行い、最新の情報が相談者へ伝わるよう務めた。 各種奨学金の案内や大阪府からの情報をC4th の掲示板を活用し各学校に伝えた。 コドモン配信を活用し、中学3年生保護者への周知を令和7年度から中学生保護者に広げた。	引き続き困っている人につながるアウトリーチをとり入れていく。 令和8年度もコドモン配信を活用し、中学生保護者に情報を伝える。
	地域コミュニティが人権課題を見据えて（	22	人権情報受発信		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・ホームページ更新 ・資料室・参考室の管理運営（部落問題・人権問題等書籍購入、書籍・資料等のリスト作成、閲覧・貸出など）	情報誌の発行を取りやめ、ホームページやSNSでの発信に注力した。	引き続き、人権情報の受発信に取り組む。
		23	ひゅうまんプラザほか日常啓発	57	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・2月19日 ひゅうまんプラザ講演「ネット人権侵害と部落差別の現実」 ～「寝た子」はネットで起こされる！？～ 講師：川口　泰司さん 参加者数　81人 ・DVD貸出延べ47件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展2回開催、出前講座の実施 ・人権の大切さを伝えるHPの作成	活性化が図れるよう、実行委員会で協議をしながら企画を行った。 その他の啓発活動についても、ホームページによる啓発をはじめ、パネル展やホームページによる啓発等、効果的、効率的に行った。	引き続き、活性化が図れるよう、実行委員会で協議をしながら取り組んでいく。 その他の啓発活動についてもWEB配信を含め、より効果的、効率的な啓発手法を検討していく。
		24	人権月間啓発事業		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・4月25日～5月9日パネル展@市役所第二庁舎1階ロビー,11月13日～19日パネル展@ショコラ2階・3階 ・人権に関する催しを集約したチラシの作成・配布と市ホームページへの掲載 ・11月11日～12月10日@市役所第一庁舎に横断幕掲出、11月11日～12月10日環境部収集車にマグネットシートを掲出 ・人権月間中に毎週1日（午前・午後各1回）、人権デー前1週間及び当日（午前・午後各1回）に庁内放送で人権月間等を周知	人権平和センターや公民館、図書館などの主催により、講座やパネル展、図書貸出等を行い、人権意識の普及・高揚を図ることができた。	人権月間事業等を利用した「人権デー」等の啓発を行う。 パネル展の開催 人権に関する学習などの催しのチラシの作成・配布と市ホームページへの掲載を行う。 人権月間中に、横断幕設置および環境部収集車に車体幕マグネットシートを掲出する。 人権月間及び人権デーに庁内放送を活用し、周知する。
		25	市所有メディアでの啓発		都市経営部広報戦略課	・ニュースリリース「戦後80年未来へつなぐ平和の記録高校生が映像で平和を表現」ほか8件 ・8月の平和月間に合わせ広報裏表紙に「戦後80年平和への祈り」をテーマに豊中空襲などを取り上げた。 ・広報誌お知らせ記事は毎月5件程度掲載	市民に改めて人権や平和の大切さを考えてもらう機会を提供した。	引き続き市の施策に沿った取り組みをリリースや広報誌で取り上げる。
		26	企業啓発事業	59	都市活力部産業振興課	・5月研修会「出おうて、笑おうて、わかりあう」～障がい者理解を深めるために～（障がい者・生活介護「お気楽島」 桂　福点さん） ・10月 人権フィールドワーク、11月 とよなか人権文化まちづくり協会との交流会 ・2月 ひゅうまんプラザを共催 ・大阪企業人権協議会等との連携、未加入企業に対する加入勧奨等	人権尊重社会の実現をめざし、企業の立場からさまざまな角度で同和問題をはじめとする人権課題に取り組んだ。 加入企業の減少や意欲ある会員企業の醸成・発掘などが課題である。	令和7年度までの取組みを継続して行う。
		27	保護司・民生・児童委員研修		福祉部地域共生課	・民生委員・児童委員研修（年1回） 令和7年6月～令和8年2月 動画視聴形式で研修を実施　参加人数172人 ・保護司研修 令和8年3月3日 「今日の少年非行ーその背景と生き直しの道程ー」（京都大学大学院教育学研究科教授　岡邊 健 氏）	社会保障、福祉政策の理解を深め、混迷する社会情勢を背景に、求められる役割や相談・支援のあり方を学ぶとともに、民生委員・児童委員・保護司が職務上守るべきプライバシーと人権に配慮した活動の重要性を再認識した。	民生委員・児童委員・保護司が、市民の立場に立った活動、人権を尊重した地域活動が展開されるよう、引き続き人権啓発の推進を図る。 ・民生委員・児童委員研修（年1回） ・保護司会 自主研修（年1回）
		28	重層的支援体制整備事業		こども未来部こども支援課（子育て支援センターほっぺ）	・地域のネットワークづくりの取り組み ・地域福祉ネットワーク会議　7ブロック参加 ・圏域連絡会　計7圏域 ・公民協働イベント「みんなあつまれわくわくランド」1回	地域ネットワークづくりを通じて、人権課題の共有や学びを行うことができた。	・地域のネットワークづくりの取り組み ・地域福祉ネットワーク会議 ・圏域連絡会 ・公民協働イベント「みんなあつまれわくわくランド」
		29	市営住宅施設管理		都市計画推進部住宅課	・住宅の維持管理面において、保守及び補修等の維持管理を行い、良好な住環境の提供を行った	住宅の維持管理面において、保守及び補修等の維持管理を行い、良好な住環境の提供を行うことができた。	引き続き、住宅の維持管理面において、保守及び補修等の維持管理を行い、良好な住環境の提供を行う。
		30	市営住宅施設管理（駐車場）		都市計画推進部住宅課	・設置目的に添った維持管理を行い、駐車場の有効的な利用を図った	設置目的に添った維持管理を行い、駐車場の有効的な利用を図ることができた	・引き続き、設置目的に添った維持管理を行い、駐車場の有効的な利用を図る。

	内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和7年度実績内訳	令和7年度成果・課題	令和8年度取組み等
	つながる	31	ボランティア団体育成	61	教育委員会事務局児童生徒課	・講演「今日から始める「褒める子育て」～ポジティブ行動支援からのヒント～」 （近畿大学総合社会学部　総合社会学科　心理系専攻　准教授　大対　香奈子さん）（参加者数20人）	子どもの見まもり活動を主軸とした活動を行っていただいている青少年健全育成会の役員ならびに推進委員等を対象に毎年人権研修を実施しており、令和7年度は子どもに対する接し方の参考としてもらうことを目的としたポジティブな視点からの声掛けの仕方や考え方についての講演を行っていただいた。課題としては、平日の昼間の講演設定となることから、参加者が限定的となっていることです。	今年度も同様、地域協力者対象とした子どもとの関わりに付随したテーマの研修を実施する。
		32	成人教育活動		教育委員会事務局社会教育課	識字教室 、学びの場	各教室で幅広い世代、国籍の方を対象に、読み書きを通じて人権感覚を高める機会を創出しました。講師の高齢化が問題として挙がっており、担い手の確保について対策を講じる必要がある。	引き続き、各教室で識字学習を継続し、人権感覚を高める機会を創出できるようにする必要がある。
		33	地域教育協議会（すこやかネット）		教育委員会事務局学び育ち支援課	・地域教育協議会（全17中学校区）の設置 ・地域子ども教室や学校地域連携ステーションとの合同交流会（とよなか地域教育コミュニティフォーラム）の開催（参加者数27人） ・フェスタ等イベント（参加人数:16中学校区計15,411人） ・その他の活動（参加人数:8中学校区計1,155人）	各校区におけるフェスタ等イベントの継続実施 合同交流会の継続実施 その他の活動の継続実施	各校区におけるフェスタ等イベントの継続実施 合同交流会の参加者数増に向けた取り組み
		34	市民啓発		教育委員会事務局読書振興課	・人権講演会（講師：上野貴彦さん）／主催　読書振興課（人権平和センター豊中にて開催） ・野畑地区人権講演会（講師　康純香さん）／野畑図書館（野畑公民分館、PTAと共催） ・人権講演会資料展示／岡町図書館 ・資料展示（平和月間）／岡町、庄内、千里、野畑、東豊中、服部、高川、蛍池図書館 ・資料展示（男女共同参画週間）／岡町、庄内、千里、服部、高川、蛍池図書館（すてっぷと共催） ・人権月間「人権関連資料展示」／岡町、庄内、千里、野畑、東豊中、高川、蛍池図書館 ・参加型展示「平和の木」／東豊中図書館 ・作品・資料展示「第四中学校夜間学級作品展」／岡町、東豊中、服部、高川、蛍池図書館 ・資料展示「認知症の高齢者の人権に関する本」／高川図書館	人権講演会では「みんなの生きやすさと信頼を育てる」と題し、マイノリティへの否定的な「うわさ」や偏見を鵜呑みにせず見つめなおすことの大切さを伝えることができた。 各資料展示では、人権にまつわる多様な資料を、多部局のパネル展と連携して合同展示することで、より深く広く、市民が知る機会を設けることができた。	今後も人権課題に留意しながら幅広く資料収集し、それに市民がアクセスしやすいよう、様々な形で提供の機会・場を作っていく。
		35	団体貸出		教育委員会事務局読書振興課	・人権平和センター蛍池223冊 ・人権平和センター豊中ともだちこども園（全クラス）218冊	人権平和センター蛍池に資料を貸出し、活用していただけた。ともだちこども園からお散歩来館で日常的に来館していただき、絵本等を利用いただけた。	今年度も園やセンターに利用いただき、他施設にも情報共有を行いながら資料提供に繋げていく。
	対話によって相互の信頼関係を築く	36	「老人憩の家」の活用、管理運営		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	事業実施計687回、利用者延べ14,358人 ・高齢者の交流・憩いの場の提供 ・センター登録サークル活動の場の提供 ・地域福祉を進める取組みへの支援として場の提供等 ・介護予防事業の場として活用 ・相談事業等との連携 ※H25年4月より浴場開設	高齢者等を対象にした講座を実施し、積極的な参加を促した。管理・運営については業務委託により実施（受託者：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会）。	参加者も定着しており、引き続き高齢者等を対象にした講座を実施する。
		37	こども居場所づくり・ふれあい交流	42	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	（地域交流事業） 〇各種活動98回2,118人 〇居場所活動（豊中）　164回、4,379人　（蛍池）165回、2,781人	令和7年度より、「こどもの学び・居場所事業」および「こども多世代ふれあい事業」から「地域交流事業」として『こども多世代ふれあい広場』を委託事業により実施（受託者：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会）。令和6年度から居場所活動の回数は減少したが、継続的な利用があり、居場所として認知されている。一方、多世代での交流については、世代によって活動時間や内容に違いがあることから、交流機会の創出が課題である。	引き続き、こどもや地域住民にとっての安全・安心な居場所づくりを行う。
	センターの取組み（情報受発信の拠点施設、市民の安心・安全を支える場所）	38	地域交流（フェスタ等）		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・ 2月25日～3月1日“ひと・まち・であい”人権文化のまちづくりフェスタ（参加者200人） ・克明校区さささあいネット活動（事務局会議12回）	克明校区社会福祉協議会をはじめとした地域の団体・機関等との連携・協働を通じて、事業や会議などを実施した。人権文化のまちづくりフェスタについては、地域住民相互の“であい”と“つながり”を深め、人権問題を考える交流の場であることの認識を促す必要がある。	引き続き、地域住民や関係機関等と連携・協働しながら、地域交流を行っていく。
		39	地域交流（世代間交流等）		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	（地域交流事業） 〇各種活動　98回、2,118人	令和7年度より、「地域交流事業」として『こども多世代ふれあい広場』を委託事業により実施（受託者：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会）。多世代での交流については、世代によって活動時間や内容に違いがあることから、交流機会の創出が課題である。	引き続き、こどもや地域住民にとっての安全・安心な居場所づくりを行う。
		40	生活支援（相談）	50	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・生活相談等相談件数284件	相談内容に応じた適切な助言や情報提供に努めた。	相談件数が少ないため、SNS等のソーシャルメディアを活用した広報や、相談対象者を探すためのアウトリーチ業務に積極的に取り組む。
		41	生涯学習（サークル支援）		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・登録サークル（21サークル、会員延べ236人） ・サークル代表者会議（4回実施）	サークル登録制の導入とサークル連絡会への支援を行いサークル利用者の人権意識を高めた。	センター事業への参加の働きかけなどにより、サークルの全会員に人権文化のまちづくりの意義を周知する。
		42	こども居場所づくり・ふれあい交流	37	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	（地域交流事業） 〇各種活動98回2,118人 〇居場所活動（豊中）　164回、4,379人　（蛍池）165回、2,781人	令和7年度より、「こどもの学び・居場所事業」および「こども多世代ふれあい事業」から「地域交流事業」として『こども多世代ふれあい広場』を委託事業により実施（受託者：一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会）。令和6年度から居場所活動の回数は減少したが、継続的な利用があり、居場所として認知されている。一方、多世代での交流については、世代によって活動時間や内容に違いがあることから、交流機会の創出が課題である。	引き続き、こどもや地域住民にとっての安全・安心な居場所づくりを行う。
		43	小集落地区改良事業（店舗・作業所）		市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・施設の修繕、維持管理、施設使用料の徴収、収納確認、敷金の管理、店舗の排水管清掃	施設の老朽化に伴う維持管理を含めた今後の施設のあり方についての検討	必要に応じて施設の修繕、維持管理、施設使用料の徴収・収納確認など。
		44	人権相談	51	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・人権相談件数50件（月～金 9時～17時　電話相談　※面接相談：要予約）	相談内容に応じた適切な助言や情報提供に努めた。	相談件数が少ないため、SNS等のソーシャルメディアを活用した広報や、相談対象者を探すためのアウトリーチ業務に積極的に取り組む。
		45	人権擁護委員による人権相談	52	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	・相談件数2件 ・毎月第1・第3木曜 13時～15時 ・特設相談 　人権擁護委員の日（6月1日） 　人権デー（12月10日） ※特設相談が土日に当たる場合はその前の平日に実施	定例の人権擁護委員相談のほか、新千里・庄内各出張所における特設相談等を実施した。	引き続き、大阪法務局等の関係機関と連携し、人権擁護委員相談にかかる情報発信に努める。
	職員研修（同和問題に対する理解を深め部落差別を見過ごさない）	46	職員の人権研修	1	総務部人事課	・人権研修主任推進員・推進員等合同研修の講演テーマと受講者 第1回（受講者208人）【集合＋配信】人権行政と各職場の取組みについて、同和問題について等 第2回（受講者206人）【集合＋配信】参加型で考える「無意識の差別」 第3回（受講者205人）【集合＋配信】性的マイノリティの人権を考える ・階層別研修 ・新規採用職員研修（受講者 159人） ・係長級・技能長昇格前研修（受講者 52人）	令和7年度について、人権研修主任推進員・推進員等合同研修を年3回の実施、階層別研修等でも人権に係る研修を実施した。 当該研修等を通じて、人権課題に対する理解の促進と対応力の向上につながったと考える。	令和8年度についても、引き続き人権研修主任推進員・推進員合同研修等を実施し、差別にであった時に適切に対応できる力をつけるための学びの機会提供を図る。
		47	職員研修（専門性向上等）	2	市民協働部人権政策課（人権平和センター）	研修会・講演会への参加（全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣協ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会（大阪府福祉部）、部落解放・人権夏期講座、人権文化まちづくり講座、人事課研修係開催の研修　他）	積極的に研修、講演会に参加するよう努めた。 多くの職員が効率よく参加できるような人員配置やスケジュールの調整が課題である。	研修の参加を支援するため、情報共有やスケジュールの調整に努めるとともに、研修へのの参加を推進する。
		48	教職員研修推進事業	11,19	教育委員会事務局学校教育課	・教職員研修（12回・参加人数467人） ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加	研究会で得た情報、各種調査結果、教職員のニーズなどを勘案して教職員研修を企画立案し研修を実施した。 教職員人権教育研修Eを「豊中市人権教育フォーラム」と位置づけ、フォーラムの内容を、「人権教育をすすめるための資料集」としてまとめ、教職員スクールネット」に掲載している。 各学校において有効に活用されるよう様々な研修等の機会に「部落問題学習モデル・カリキュラム」など人権教育教材・資料等の周知を行った。	各校の人権教育の取組み、教職員のニーズなどを勘案して研修を企画立案し研修を実施する。 同和問題、インターネットを通じて行われる人権侵害など人権課題に対する理解を深めるとともに、人権教育教材・資料等が、各学校において有効に活用されるよう取組みを進める。

	内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和7年度実績内訳	令和7年度成果・課題	令和8年度取組み等
Ⅴ．推進体制の充実	深める、	49	事務局職員研修	12	教育委員会事務局学校教育課	・大阪府在日外国人教育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放研究全国集会、全国人権・同和教育研究大会、大阪府教育研究大会、人権部落問題学習研究集会、部落解放・人権夏期講座への参加	研究会に参加し、人権課題や同和問題に対する理解を深めるとともに、研究会の内容を報告・共有することで他の職員へも伝達研修を行った。	今後も、研究会に参加し同和問題に対する理解を深めるとともに、研究会の内容を報告・共有を行い職員へ伝達研修を行う。
	人権侵害による被害救済についての取組み	50	生活支援(相談)	40	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・生活相談等相談件数284件	相談内容に応じた適切な助言や情報提供に努めた。	相談件数が少ないため、SNS等のソーシャルメディアを活用した広報や、相談対象者を探すためアウトリーチ業務に積極的に取り組む。
		51	人権相談	44	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権相談件数50件(月～金 9時～17時　電話相談　※面接相談:要予約)	相談内容に応じた適切な助言や情報提供に努めた。	相談件数が少ないため、SNS等のソーシャルメディアを活用した広報や、相談対象者を探すためアウトリーチ業務に積極的に取り組む。
		52	人権擁護委員による人権相談	45	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・相談件数2件 ・毎月第1・第3木曜 13時～15時 ・特設相談 　人権擁護委員の日(6月1日) 　人権デー(12月10日) ※特設相談が土日に当たる場合はその前の平日に実施	定例の人権擁護委員相談のほか、新千里・庄内各出張所における特設相談等を実施した。	引き続き、大阪法務局等の関係機関と連携し、人権擁護委員相談にかかる情報発信に努める。
	方針に基づく施策推進	53	同和行政推進体制	63	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権行政推進本部会議2回開催(書面開催) ・部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、研修コンテンツの受講を案内	部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、研修コンテンツの受講を案内した。	同和行政基本方針に基づき、同和行政の進捗管理を引き続き行う。また、今後も部落差別事象が発生した場合は、内容の報告を行うとともに、職員が差別を見過ごすことがないよう再発防止への指示を行う。
	被差別当事者等の声を大切にした協働とパートナーシップによる取組み	54	同和問題解決推進協議会	64	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・2回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等	同和問題の解決に向けて、同和行政や同和教育の取組みについて、広範かつ多角的な意見・助言を得る。	引き続き、会議を開催し同和行政の進捗管理や教育・啓発の取組み差別事象の分析等を行う。
		55	推進団体の育成	62	教育委員会事務局社会教育課	・人権協委員数3,302人(市民の集い233人参加) ・人権啓発カレンダー1,200冊発行・配布	各校区で、人権講座等を開催し人権啓発に努めるとともに、役員等でフィールドワークを開催するなど人権問題に取組みみを行った。 多くの方々が参加できるな内容を検討する必要がある。	引き続き、各校区での人権研修に取り組むながら、人権問題に取り組んでいく。
	人権文化の創造に寄与するNPO、研究団体等との連携、支援	56	関係団体等との連携・協働		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・相談事業における関係機関等との連携 ・克明校区社会福祉協議会など地域の団体・機関等の連携により、介護予防事業を実施 ・その他、連携・協力関係にある団体や会議への参加	克明校区社会福祉協議会など地域の団体・機関等との会議への参加を通して、関係機関との連携を図った。	引き続き、関係団体等との連携・協働に努める。
		57	ひゅうまんプラザほか日常啓発	23	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・2月19日 ひゅうまんプラザ講演「ネット人権侵害と部落差別の現実」～「寝た子」はネットで起こされる！？～ 講師:川口　泰司さん 参加者数　81人 ・DVD貸出延べ47件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展2回開催、出前講座の実施 ・人権の大切さを伝えるHPの作成	活性化が図れるよう、実行委員会で協議をしながら企画を行った。 その他の啓発活動についても、パネル展やホームページによる啓発等、効果的、効率的に行った。 弁護士監修のもと、人権の大切さを伝えるHPうを作成し、ホームエージで公開し周知を行った。	引き続き、活性化が図れるよう、実行委員会で協議をしながら取り組んでいく。 その他の啓発活動についてもWEB配信を含め、より効果的、効率的な啓発手法を検討していく。
		58	まちづくり協会への支援		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・フィールドワーク等の実施への支援	市からの補助金を活用して同和・人権問題の解決のためのフィールドワーク等を行うことにより、市民団体や学校関係者が同和問題を学び、理解を深める機会が提供されている。	同和問題を解決するためのとよなか人権文化まちづくり協会によるフィールドワークをはじめとした現地研修や当事者による研修を中心に支援を行っていく。
		59	企業啓発事業	26	都市活力部産業振興課	・5月研修会「出おうて、笑おうて、わかりあう」～障がい者理解を深めるために～(障がい者・生活介護「お気楽島」 桂　福点さん) ・10月 人権フィールドワーク、11月 とよなか人権文化まちづくり協会との交流会 ・2月 ひゅうまんプラザを共催 ・大阪企業人権協議会等との連携、未加入企業に対する加入勧奨等	人権尊重社会の実現をめざし、企業の立場からさまざまな角度で同和問題をはじめとする人権課題に取り組んだ。 加入企業の減少や意欲ある会員企業の醸成・発掘などが課題である。	令和7年度までの取組みを継続して行う。
		60	団体指導者の育成		教育委員会事務局社会教育課(青少年交流文化館いぶき)	・青少年を指導する立場の人たちを対象に、「青少年指導者人権研修」を実施 ・思春期保健相談士 徳永桂子さんによる「私たちが、性暴力問題を見据えて子どもたちに寄り添うために」と題して講演 ・講演会に参加した指導者数25人	思春期の中で性の被害・加害を抱える子どもたちに向き合う時、どのように接したら良いかを研修を通じて学び、様々な人権課題の気づきにつなげることができた。一方で、時間配分や進行など講師との事前の確認が十分でなかったこともあり、聞きたいテーマを網羅することができなかった。	青少年を育成する立場の人たちにできるだけ多く研修に参加し学んでもらうことを目標に実施していく。
		61	ボランティア団体育成	31	教育委員会事務局児童生徒課	・講演「今日から始める「褒める子育て」～ポジティブ行動支援からのヒント～」 (近畿大学総合社会学部　総合社会学科　心理系専攻　准教授　大対　香奈子さん)(参加者数20人)	子どもの見まもり活動を主軸とした活動を行っていただいている青少年健全育成会の役員ならびに推進委員等を対象に毎年人権研修を実施しており、令和7年度は子どもに対する接し方の参考としてもらうことを目的としたポジティブな視点からの声掛けの仕方や考え方についての講演を行っていただいた。課題としては、平日の昼間の講演設定となることから、参加者が限定的となっていることです。	今年度も同様、地域協力者対象とした子どもとの関わりに付随したテーマの研修を実施する。
		62	推進団体の育成	55	教育委員会事務局社会教育課	・人権協委員数3,302人(市民の集い233人参加) ・人権啓発カレンダー1,200冊発行・配布	NPOや関係団体等の講師を招き、障害やスマホによる人権問題等の研修講座を開催しました。 時代にあった講習会の内容や講師を選出する必要がある。	引き続き、時代にあった講座の内容で研修講座を開催し多くの方が参加できるよう周知していく。
	同和審議会等との連携	63	同和行政推進体制	53	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権行政推進本部会議2回開催(書面開催) ・部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、研修コンテンツの受講を案内	部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、研修コンテンツの受講を案内した。	同和行政基本方針に基づき、同和行政の進捗管理を引き続き行う。また、今後も部落差別事象が発生した場合は、内容の報告を行うとともに、職員が差別を見過ごすことがないよう再発防止への指示を行う。
	と各領域の	64	同和問題解決推進協議会	54	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・2回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等	同和問題の解決に向けて、同和行政や同和教育の取組みについて、広範かつ多角的な意見・助言を得る。	引き続き、会議を開催し同和行政の進捗管理や教育・啓発の取組み差別事象の分析等を行う。
Ⅵ．内部機関との連携	市町村及び府の関係等との連携	65	自治体間ネットワーク会議等の参加		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・大阪府人権相談機関ネットワークへの加盟 ・大阪人権行政推進協議会への参加	様々なネットワークに参加することにより、他市の先進的な取り組みを知るとともに、当市の事業実施の参考とした。	今年度も引き続き、積極的にネットワーク会議等に参画し相互に情報交換を行うことで、今後の取組み等の参考とする。

（資料４－２）

― 豊中市同和行政基本方針に基づく進捗状況について―

【令和７年度取組事項のトピックス】

Ⅳ　施策の基本的方向性

・差別にであったときに適切に対応できる力をつけるための学びの機会の提供として、さまざまな研修を行いました。職員の人権研修をはじめ、市民が参加できる講座や事業者を対象とした学習会を実施しました。人権問題事業者学習会では児童相談所立ち上げに伴い、「子どもの人権」をテーマに行い、人権意識の高揚に取り組んでもらいました。

・職員研修については、新規採用職員への人権研修の実施に加え、新任課長級研修にも同和問題に関する研修を組み込みました。多くの職員が受講できるよう配信での研修を実施し、職員が差別を見過ごすことがないよう同和問題を正しく知り、差別を許さない姿勢で取り組むことを周知しました。

・学校園等の教育・保育実践の継続・発展のための職員の経験や知識の継承として、教育現場でも体験活動を通して障害者、高齢者、外国人など、さまざまな境遇にある方々への理解と共感性を基盤とした判断力・行動力を身に付け差別に直面した際に適切に対応しようとする態度を育成する取組みを行いました。国や府が開催した研修会にも参加し、自己啓発に努めました。

・「地域コミュニティが人権課題を見据えてつながる」では、人権月間に合わせて市役所ロビーでのパネル展開催や情報誌の発行、ホームページや SNS を使った啓発を行いました。地域の自治会や民生・児童委員に向けた研修会を行い、プライバシーと人権に配慮した活動の重要性を再認識しました。

・対話によって相互の信頼関係を築く取組みとして、高齢者等を対象とした講座を実施し積極的な参加を促しました。

・センターの取組み（情報受発信の拠点施設、市民の安心・安全を支える場所）については、校区の社会福祉協議会をはじめとした地域の団体・機関等との連携協働を通じて、事業や会議などを実施しました。人権まちづくりフェスタをはじめ、こども多世代ふれあい広場として高齢者や子どもの居場所、交流の場としてセンターが活動の拠点となるよう努めました。相談事業においてもさまざまな相談を受け、市民の安心・安全を支える場所としての機能を担うよう取組みました。

Ⅴ　推進体制の充実

・人権侵害による被害救済にかかる取組みについては人権相談や生活相談を行い、相談内容に応じた助言や情報提供を行いました。

・方針に基づく進捗把握、審議会の意見聴取、総合的な見地からの施策推進では、人権行政推進本部会議を 2 回開催（書面開催）し、部落差別事象の発生状況を報告するとともに、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、研修コンテンツの受講を案内しました。

・人権文化の創造に寄与する NPO、研究団体等との連携、支援としては、相談事業における関係機関等と連携し、介護予防事業の実施や会議への参加、フィールドワーク等の実施への支援を行いました。弁護士監修のもと人権の大切さを伝える HP を作成し公開しました。
・同解協と各領域の審議会等との連携については、部落差別事象の発生状況を報告し、市の附属機関である審議会等の全ての委員向けに人権啓発資料を送付し、人権に配慮した議論を行っていただくよう周知しました。

Ⅵ　府及び府内市町村等関係機関との連携
・大阪府人権相談機関ネットワークへ加盟し、大阪人権行政推進協議会へ参加しました。

【課題】
＊多くの職員が効率よく研修に参加できるような人員配置やスケジュールの調整、また幅広い年齢層に参加いただくために広報の方法や開催日時、参加対象者に特化した内容を盛り込むなど研修内容の検討が必要です。
＊旧同和地区に対する忌避意識や差別が今も存在し、毎年差別事象は発生しています。
＊差別に出会ったときに適切に対応できるよう、差別マニュアルの周知徹底が必要です。

【今後の取組み等の方向性】
＊意識調査の結果をふまえた啓発のあり方について検討していきます。

資料５

人権についての市民意識調査
《概要版》

豊中市

調　査　概　要

[1]調査の目的　：市民の人権に関する意識や態様を把握し、豊中市が行う人権教育・啓発など、今後の人権に関する施策を推進するうえでの基礎資料とすることを目的として実施しました。

[2]調査対象　：豊中市内に居住している満16歳以上の男女2,500人

[3]抽出方法　：住民基本台帳から、性別・年齢別構成を考慮し、2,000人を層化抽出し（これを標準サンプルという）、回収率が低いとみられる16～29歳については、別に500人を抽出しています（これを追加サンプルという）。

[4]調査方法　：郵送による配付・回収　※インターネットによる回収を併用

[5]調査期間　：令和７年（2025年）7月9日（水）～8月8日（金）

[6]有効回答率　：659件（有効回答率：26.4%）
（このうち、標準サンプル：577件、追加サンプル：82件）

[7]概要版の見方

①調査結果は標準サンプルのものになります。

②回答は、各質問回答者数（「N=」と表記）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

③複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。

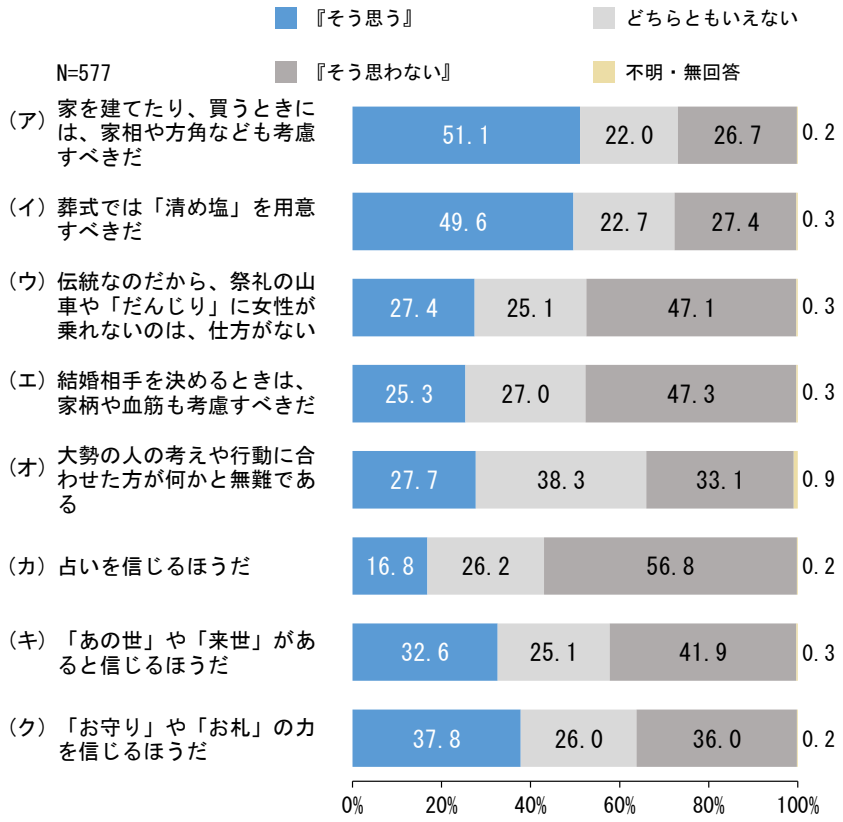
④無記入や回答の読み取りが著しく困難な場合、１つまでの回答を求める設問に対し２つ以上回答している場合は「不明・無回答」として処理しています。

⑤図において、コンピューターの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合があります。

⑥概要版では、意見や考えにあてはまるかどうかなどを尋ねた質問の選択肢について、グラフ上、下記のように合算して表示しています。

・「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」→『そう思う』
・「どちらかといえばそうは思わない」＋「そう思わない」→『そう思わない』
・「男性のほうが非常に優位である」+「どちらかといえば男性のほうが優位である」→『男性のほうが優位』
・「どちらかといえば女性のほうが優位である」+「女性のほうが非常に優位である」→『女性のほうが優位』
・「よくあてはまる」+「ややあてはまる」→『あてはまる』
・「あまりあてはまらない」+「まったくあてはまらない」→『あてはまらない』

１．次のような意見や考え方について、あなたはどう思いますか？

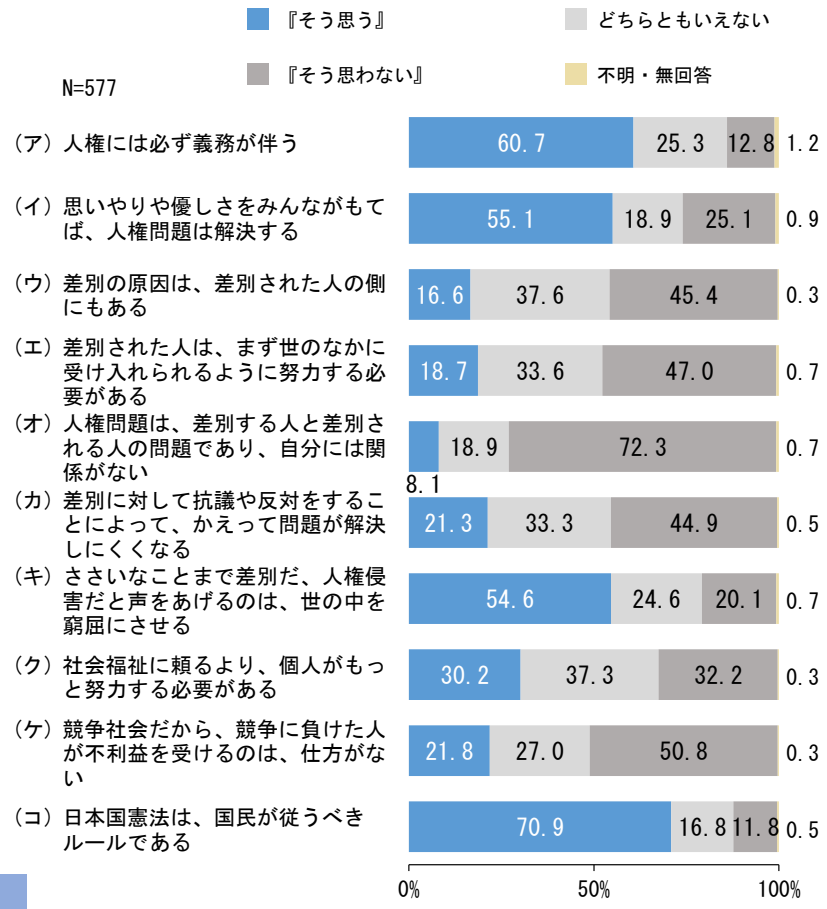


○ 慣習や俗説に関する考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（ア）家を建てたり、買うときには、家相や方角なども考慮すべきだ」（51.1%）で、次いで「（イ）葬式では『清め塩』を用意すべきだ」が49.6%となっています。**

- **一方、『そう思わない』の割合が最も高いのは、「（カ）占いを信じるほうだ」（56.8%）で、次いで「（エ）結婚相手を決めるときは、家柄や血筋も考慮すべきだ」が47.3%となっています。**

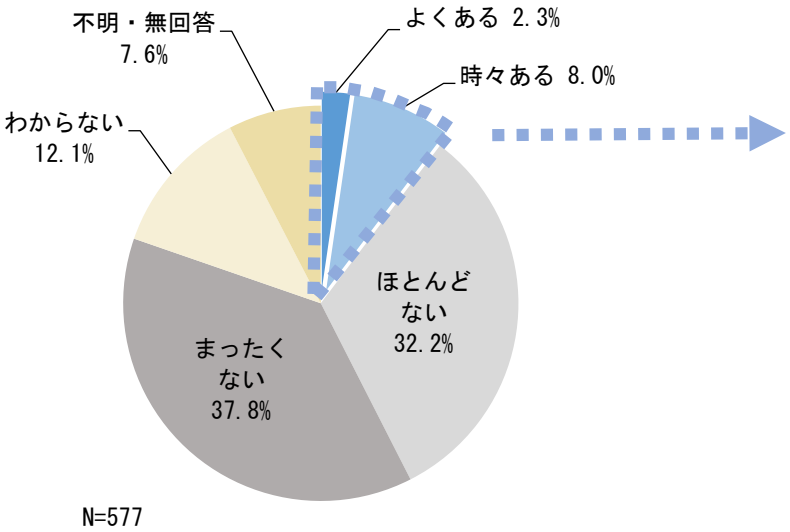
２．人権や差別問題に関する考え方について、あなたはどう思いますか？

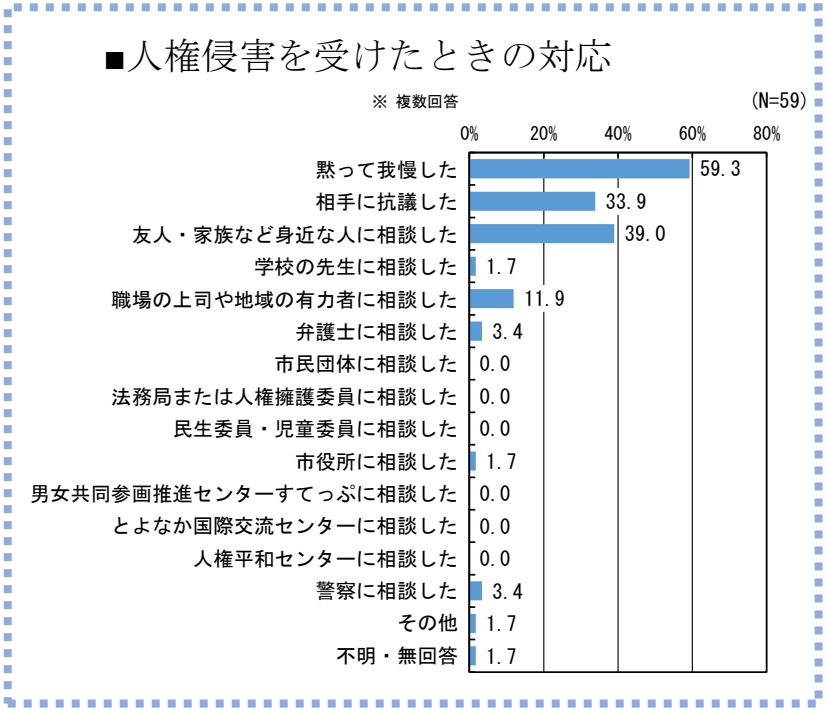


○ 人権や差別問題に関する考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（コ）日本国憲法は、国民が従うべきルールである」（70.9%）で、次いで「（ア）人権には必ず義務が伴う」が60.7%となっています。**
- **一方、『そう思わない』の割合が最も高いのは、「（オ）人権問題は、差別する人と差別される人の問題であり、自分には関係がない」（72.3%）となっています。**

３．人権侵害をされたことがありますか？

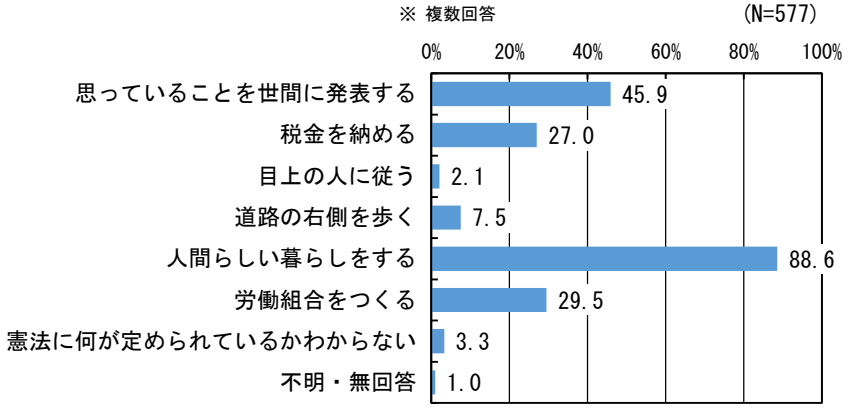


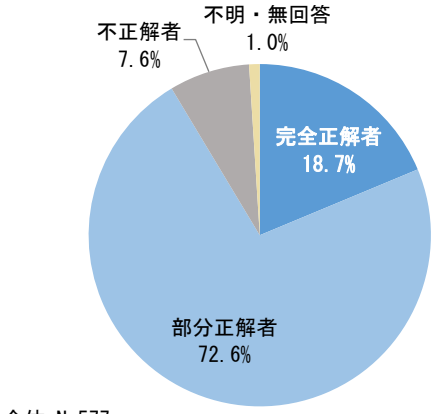


○ 直近５年間において人権を侵害された経験

- **「よくある」が2.3%、「時々ある」が8.0%で、人権侵害を受けたことがある割合は10.2%です。**
- **人権侵害を受けたことがあると回答した人に、人権侵害を受けたときの対応を尋ねると「黙って我慢した」の割合が59.3%で最も高く、次いで「友人・家族など身近な人に相談した」が39.0%となっています。**

４．憲法により「国民の権利」と定められているものは何だと思いますか？



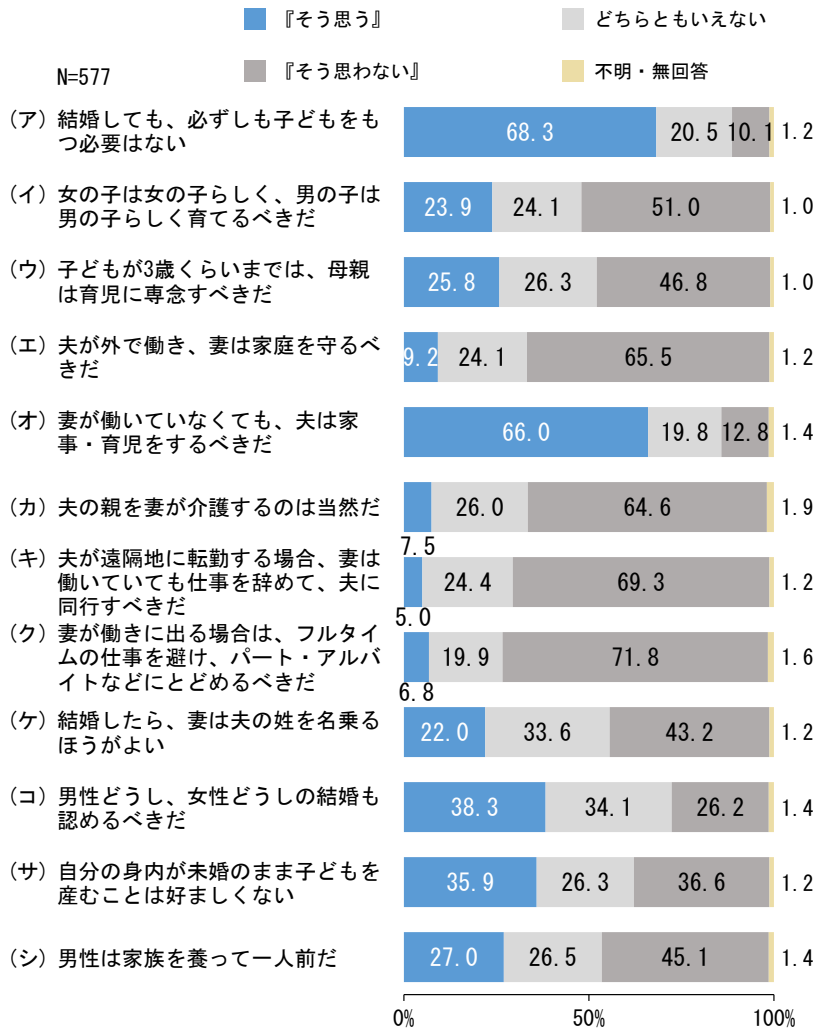


全体 N=577

○ 憲法において「国民の権利」と定められているもの

- **「人間らしい暮らしをする」の割合が88.6%で最も高く、次いで「思っていることを世間に発表する」が45.9%、「労働組合をつくる」は29.5%となっています。**
- **「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」のみを選んだ割合（完全正解者）は18.7%、部分正解者は72.6%、不正解者は7.6%となっています。**

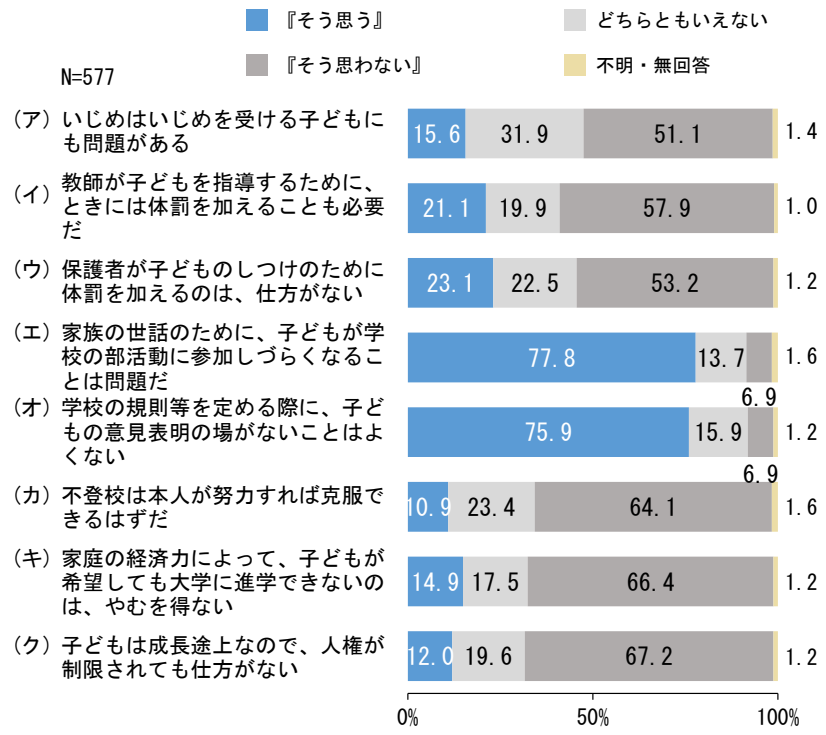
５．家族に関わる様々な意見や考え方について、どのような考えをお持ちですか？



○ 家族に関わるいろいろな意見や考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（ア）結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」（68.3%）で、次いで「（オ）妻が働いていなくても、夫は家事・育児をするべきだ」が66.0%となっています。**
- **一方、『そう思わない』の割合が最も高いのは、「（ク）妻が働きに出る場合は、フルタイムの仕事を避け、パート・アルバイトなどにとどめるべきだ」が71.8%で、次いで「（キ）夫が遠隔地に転勤する場合、妻は働いていても仕事を辞めて、夫に同行すべきだ」が69.3%となっています。**
- **前回調査と比較すると、「（エ）夫が外で働き、妻は家庭を守るべきだ」「（カ）夫の親を妻が介護するのは当然だ」の『そう思わない』の割合が10ポイント以上上昇しています。**

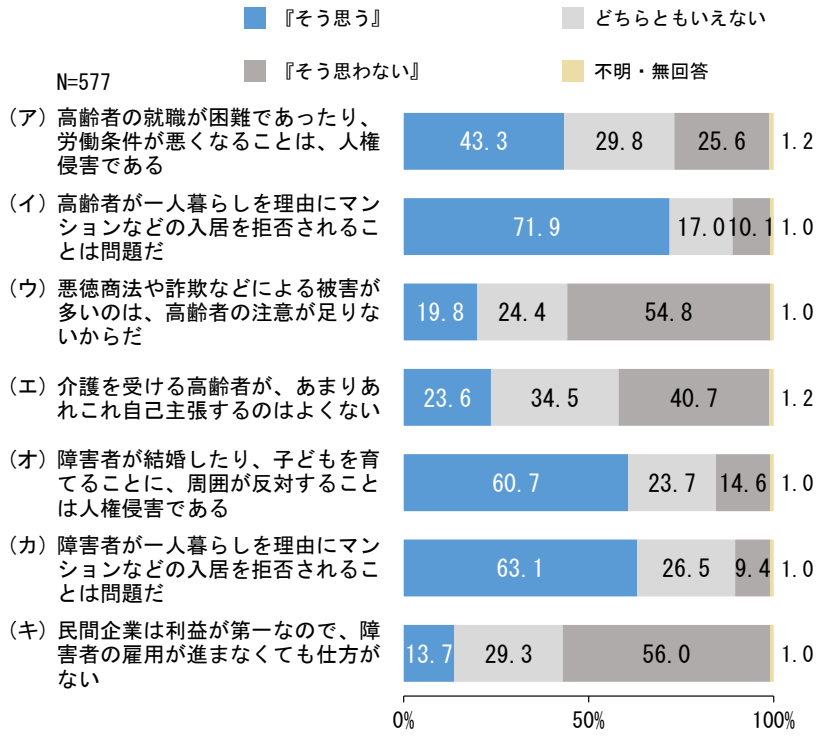
６．子どもの人権について、どのような考えをお持ちですか？



○ 子どもの人権に関する考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（エ）家族の世話のために、子どもが学校の部活動に参加しづらくなることは問題だ」（77.8%）で、次いで「（オ）学校の規則等を定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない」が75.9%となっています。**

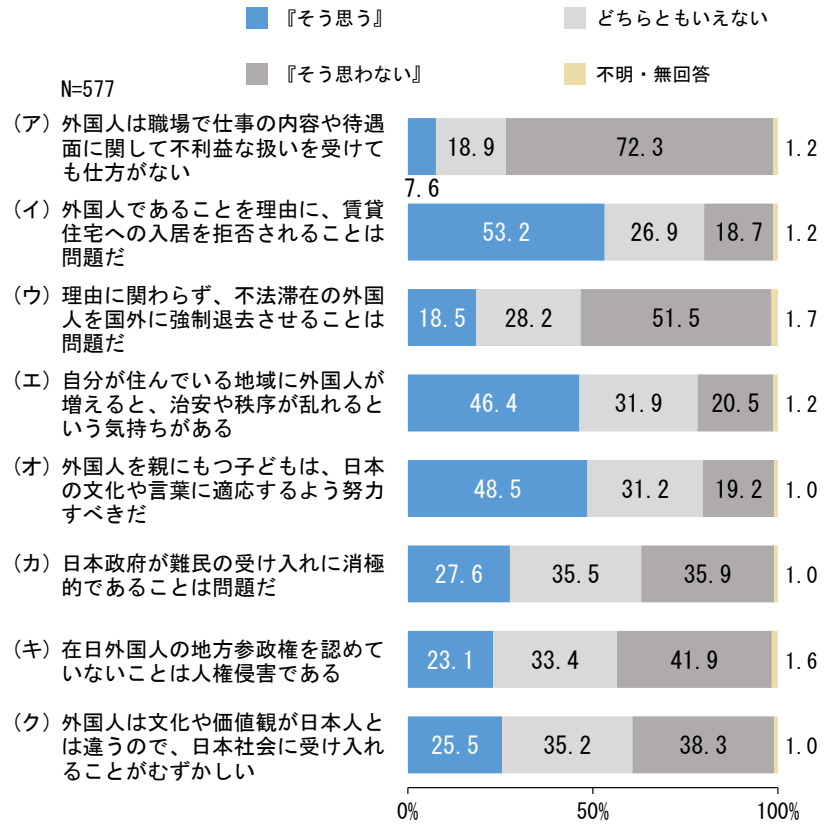
７．高齢者や障害者の人権について、どのような考えをお持ちですか？



○ 高齢者や障害者の人権に関する考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（イ）高齢者が一人暮らしを理由にマンションなどの入居を拒否されることは問題だ」**（71.9%）**で、次いで「（カ）障害者が一人暮らしを理由にマンションなどの入居を拒否されることは問題だ」が**63.1%**、「（オ）障害者が結婚したり、子どもを育てることに、周囲が反対することは人権侵害である」が**60.7%**となっています。**

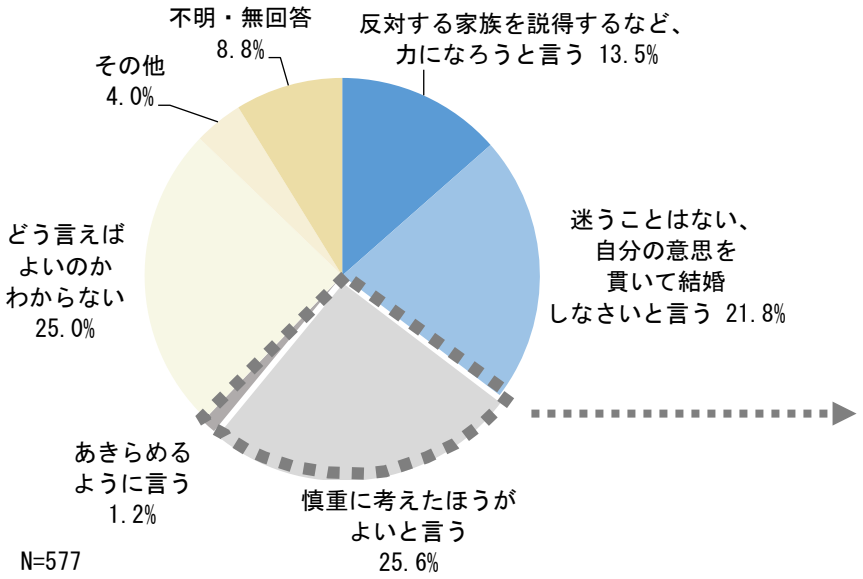
８．外国人の人権について、どのような考えをお持ちですか？

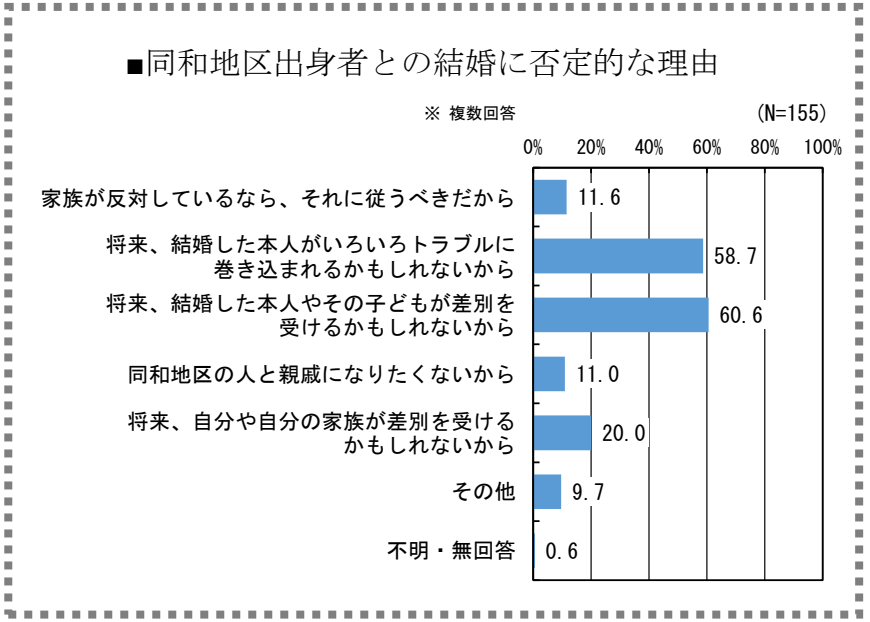


○ 外国人の人権に関する考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（イ）外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒否されることは問題だ」（53.2%）で、次いで「（オ）外国人を親にもつ子どもは、日本の文化や言葉に適応するよう努力すべきだ」が48.5%、「（エ）自分が住んでいる地域に外国人が増えると、治安や秩序が乱れるという気持ちがある」が46.4%となっています。**
- **前回調査と比較すると、「（キ）在日外国人の地方参政権を認めていないことは人権侵害である」の『そう思う』の割合が10ポイント以上低下しています。**

９．同和地区出身者との結婚を反対されている親類に、どのような態度を取りますか？

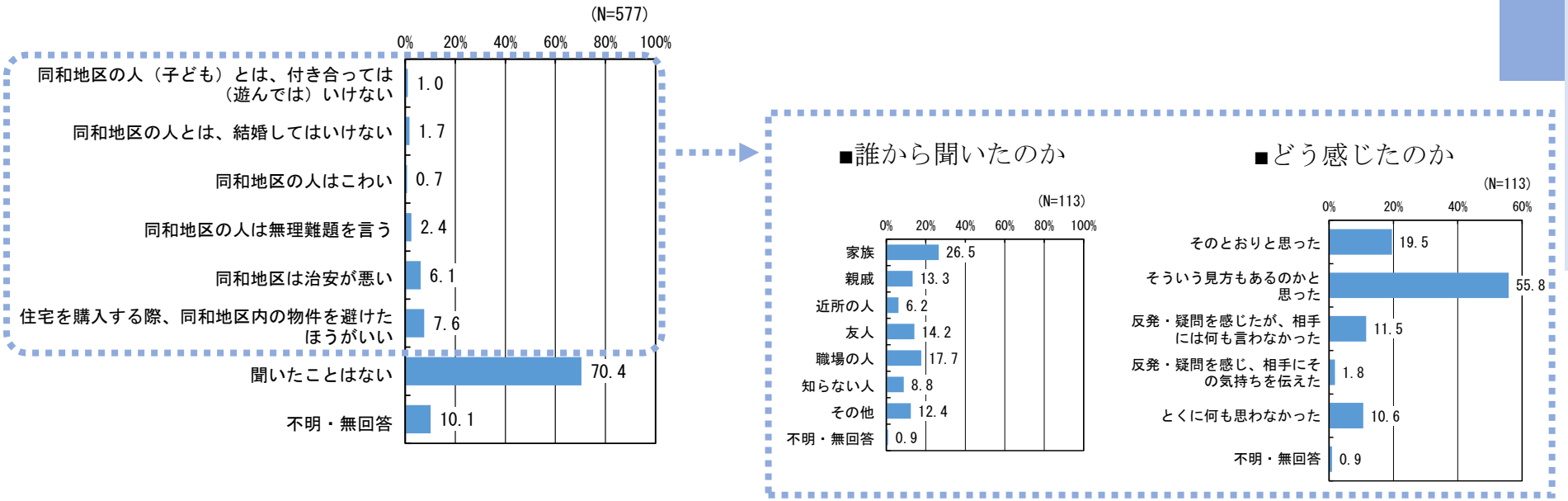




○ 同和地区出身者との結婚を反対されている親類からの相談に対する態度

- **「慎重に考えたほうがよいと言う」の割合が25.6%で最も高く、次いで「どう言えばよいのかわからない」が25.0%となっています。**
- **同和地区出身者との結婚に否定的な回答をした人にその理由を尋ねると、「将来、結婚した本人やその子どもが差別を受けるかもしれないから」（60.6%）の割合が最も高くなっています。**

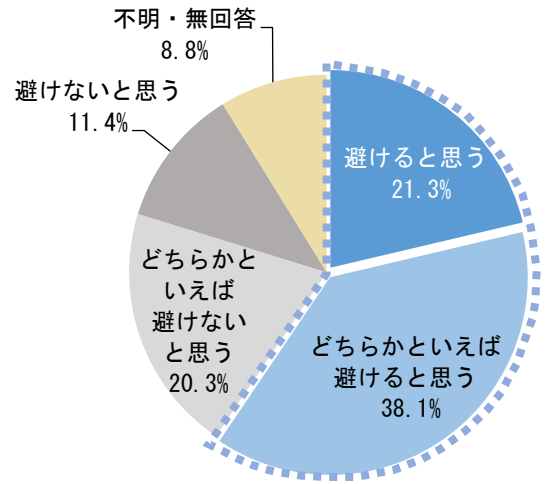
１０．同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか？



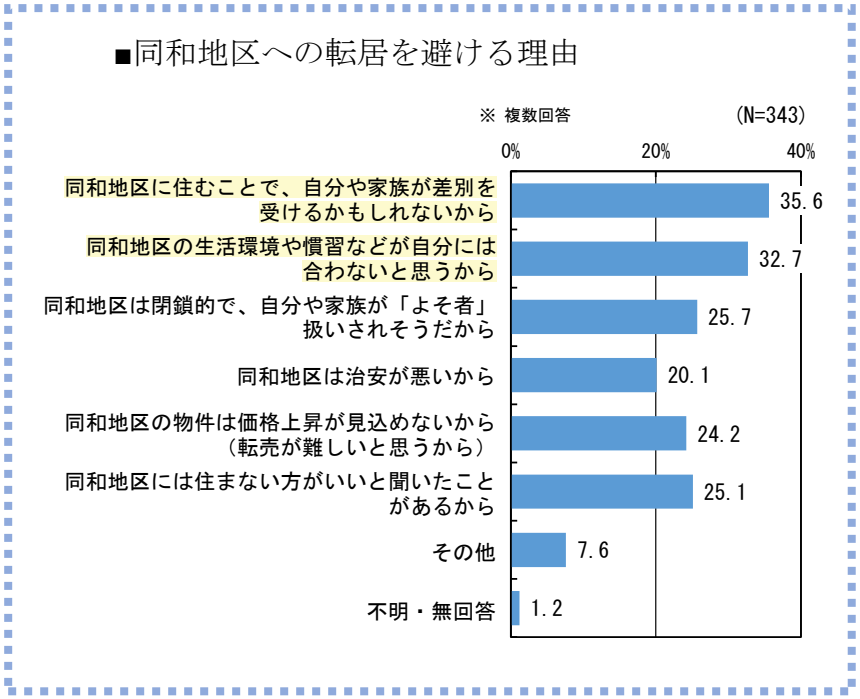
○ 直近５年間で同和問題に関する差別的な発言を直接聞いた経験

- **「聞いたことはない」が70.4%、「何らかの発言を聞いたことがある」割合は19.5%となっています。**
- **聞いたことがある人に、それは誰から聞いたのか尋ねると、「家族」の割合が26.5%で最も高く、次いで「職場の人」が17.7%となっています。**
- **それを聞いたとき、どう感じたのか尋ねると、「そういう見方もあるのかと思った」の割合が55.8%で最も高く、次いで「そのとおりと思った」が19.5%となっています。**

１１．同和地区への転居について、どのような考えをお持ちですか？



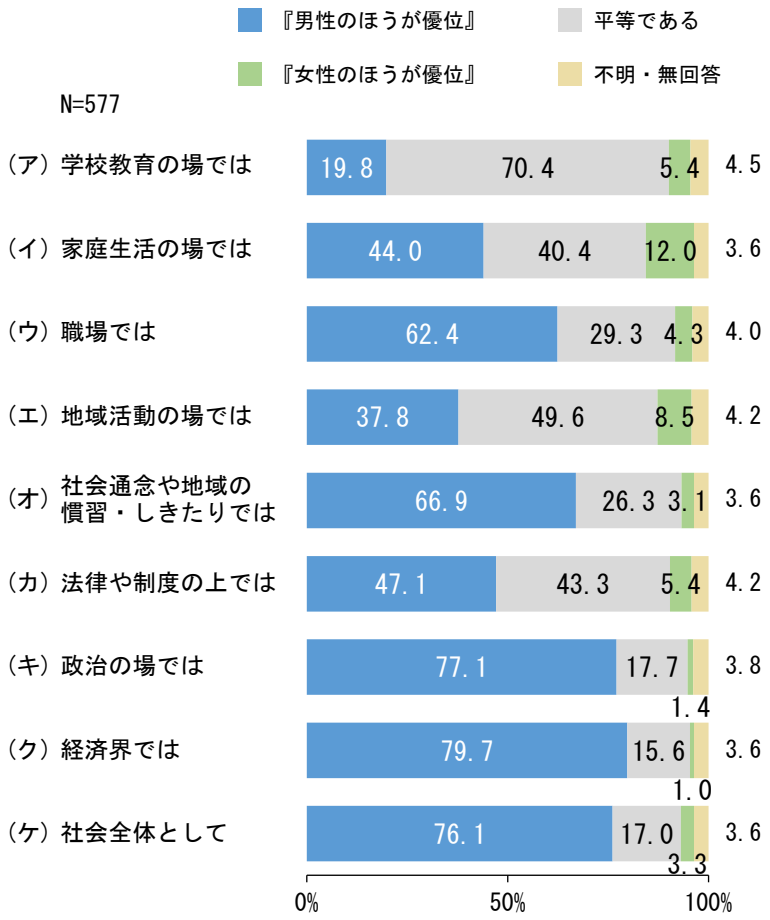
N=577



○ 同和地区への転居についての考え方

- **「どちらかといえば避けると思う」（38.1%）の割合が最も高く、次いで「避けると思う」が21.3%となっています。**
- **同和地区への転居を避ける理由は、「同和地区に住むことで、自分や家族が差別を受けるかもしれないから」（35.6%）の割合が最も高く、次いで「同和地区の生活環境や慣習などが自分には合わないと思うから」が32.7%となっています。**

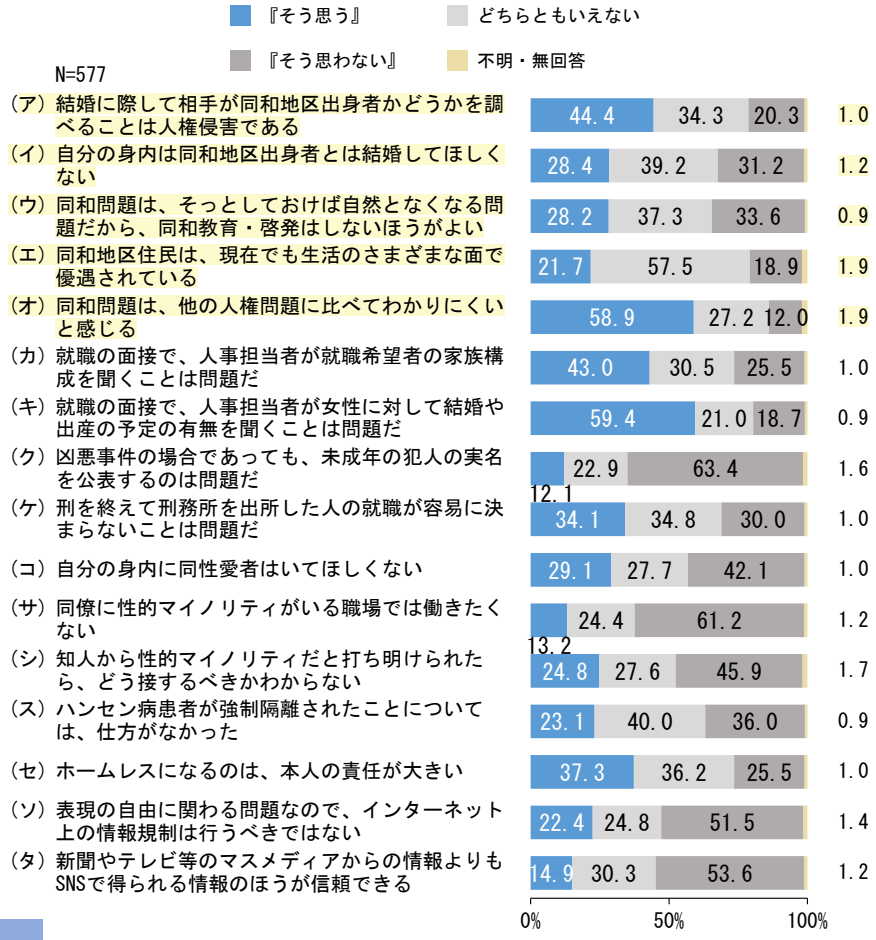
１２．男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか？



○ 男女の地位の平等感

- 「（ケ）社会全体として」では『男性のほうが優位』が76.1%、「平等である」が17.0%、『女性のほうが優位』が3.3%となっています。
- 『男性のほうが優位』の割合は「（ク）経済界では」（79.7%）が最も高く、次いで「（キ）政治の場では」が77.1%です。
- 「平等である」の割合は「（ア）学校教育の場では」（70.4%）が最も高くなっています。

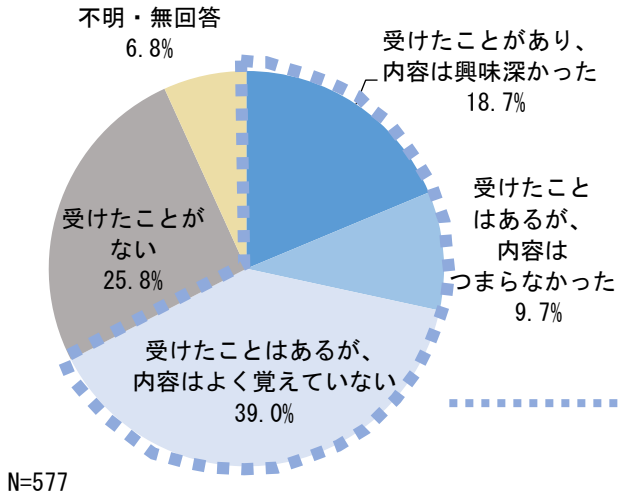
１３．次のような考え方についてどのように思いますか？

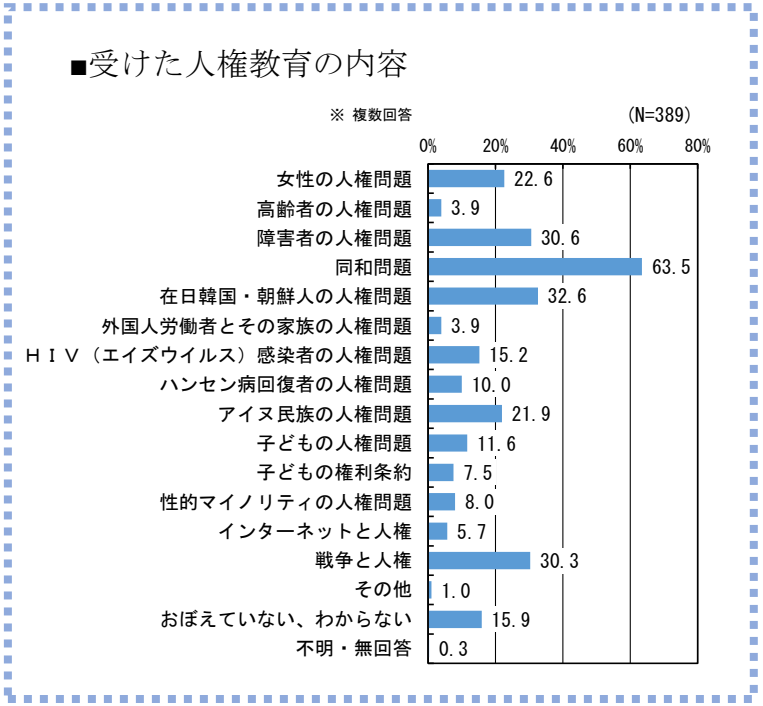


○差別や人権問題に関する考え方

- **『そう思う』の割合が最も高いのは、「（キ）就職の面接で、人事担当者が女性に対して結婚や出産の予定の有無を聞くことは問題だ」（59.4%）で、次いで「（オ）同和問題は、他の人権問題に比べてわかりにくいと感じる」が58.9%となっています。**
- **『そう思わない』の割合が最も高いのは、「（ク）凶悪事件の場合であっても、未成年の犯人の実名を公表するのは問題だ」（63.4%）となっています。**
- **前回調査と比較すると、「（ア）結婚に際して相手が同和地区出身者かどうかを調べることは人権侵害である」「（コ）自分の身内に同性愛者はいてほしくない」の『そう思う』の割合が10ポイント以上低下しています。**

１４．人権に関する教育を受けたことがありますか？

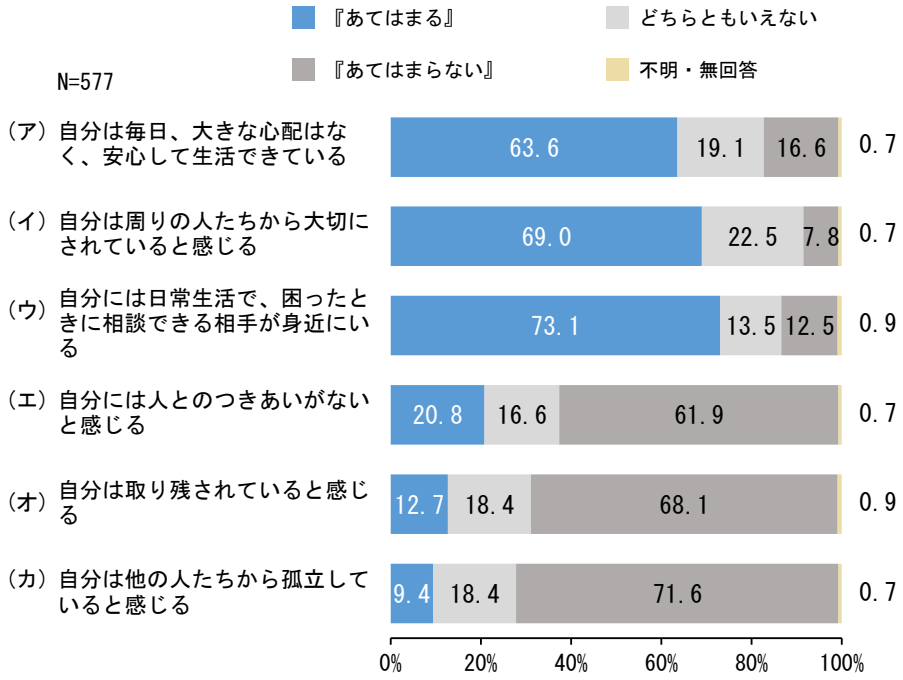




○ 人権に関する教育

- **「受けたことはあるが、内容はよく覚えていない」の割合が39.0%で最も高く、次いで「受けたことがない」が25.8%となっています。**
- **受けた人権教育の内容は、「同和問題」（63.5%）の割合が最も高く、次いで「在日韓国・朝鮮人の人権問題」が32.6%、「障害者の人権問題」が30.6%、「戦争と人権」が30.3%となっています。**

１５．次のことがらについて、あなたご自身にどの程度あてはまりますか？



○ 自身の状況

- **『あてはまる』の割合が最も高いのは、「（ウ）自分には日常生活で、困ったときに相談できる相手が身近にいる」（73.1%）で、次いで「（イ）自分は周りの人たちから大切にされていると感じる」が69.0%、「（ア）自分は毎日、大きな心配はなく、安心して生活できている」が63.6%となっています。**

人権についての市民意識調査《概要版》

令和８年（2026年）3月

豊中市 市民協働部 人権政策課 人権平和センター
〒５６１－０８８４　　豊中市岡町北３－１３－７
メール jinken@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市における同和問題の解決に向けた取組みについて（答申）

１　はじめに（諮問への回答の基本姿勢）

豊中市長より諮問された「同和行政基本方針の改定をふまえた効果的な教育・啓発の取組み」について、本協議会は 2024 年度～2025 年度の４回の協議における議論を通して、現場の実態・課題・成果・今後の方向性を確認してきた。

その総合的検討の結果、本答申は以下の３つの基本視点を重視した。

1.教育・啓発の質の向上（単発的でなく、継続性・体系性を確保すること）

2.現場の変容を促す仕組みづくり（学校・行政・市民の意識変容と行動変容）

3.インターネット時代に対応した新たな啓発手法の確立（SNS 上の誤情報・偏見への対抗）

以下、「現状と課題」について整理した上で、「効果的な教育・啓発に向けて」の提起を行う。最後に、豊中市が目指すべき方向性について整理を行う。

２　市内の現状と課題の整理

（１）学校教育における課題

学校教育における課題として下記の課題が確認された。

①教職員の「学び直し」と力量に関わる課題

学校教育における同和問題の教育・啓発については、教職員体制や教材活用の面から、いくつかの重要な課題が確認された。第一に、教職員の同和問題に関わる学び直しの必要性が強く指摘された。これまで積み重ねられてきた実践が、教職員の異動や世代交代の中で十分に継承されておらず、部落問題学習を継続的に取り組んできた学校においても、学習のねらいや目的が引き継がれないまま、内容が形骸化してきている側面があるとの意見が出された。また、研修が受け身的になりがちであることから、差別事象に直面しても適切に指摘・対応できない状況が生じているのではないかという懸念も示された。

さらに、若年層の教職員のみならず、部落問題に関する基礎的理解を十分に持たない教職員が存在する可能性も指摘され、これは特定の世代の問題ではなく、すべての教職員に関わる課題として捉える必要があるとの認識が共有された。学校教育課が作成した「９年間の「部落問題学習モデル・カリキュラム」についても、その浸透度や活用状況には校園間でばらつきがあり、明確な指導方針が共有されていない学校では、部落問題学習が担当教職員や外部講師（当事者）任せになってしまっている実態もあると考えられる。

加えて、部落問題学習の実施後に予想される児童生徒や保護者からの反応・反響に対し、十分に応えていく術を持たない教職員が少なくないことも課題として挙げられた。こうした不安や準備不足が、小・中学校における部落問題学習の取組みが十分に進まない一因となっている可能性がある。

第二に、副読本や教材の活用について確認された。副読本『ゆたかなゆめあるまち豊中』については、一時期取り扱われていなかった人権平和センターの記述が復活し、今後の積極的な活用が望まれる。地域教材を日常の学習に取り入れることにより、児童生徒が自らの地域の歴史や課題を主体的に理解する機会を保障していくことが、今後の重要な課題である。

（２）行政職員研修における課題

行政職員研修については、研修の「実施件数」が報告される一方で、受講者の理解度や行動変容といった効果検証が十分に行われていない点が課題として確認された。とりわけ管理職研修については、前年とほぼ同様の内容で実施されている場合もあり、組織課題や社会状況の変化を踏まえた内容更新が十分であるかについて疑問が示された。また、推進員制度自体は人権行政を進めるうえで高い意義を有するが、推進員がどのような役割を果たし、どのような成果を上げているのかについては、より積極的な発信と可視化が求められる。

加えて、研修の在り方そのものに関わる課題も指摘された。一部の管理職や関係部局を除き、市内で発生している部落差別事象が十分に共有されていないことから、部落差別が現在も身近で起こり得る人権問題であるという認識が、組織全体として十分に醸成されていない可能性がある。差別事象の具体的な内容や背景を共有し、そこから学ぶ機会が不足していることが、問題意識の希薄化につながっているのではないかとの懸念も示された。

さらに、市民に正確な情報を伝える立場にある行政職員であっても、これまで同和研修を受講してきたにもかかわらず、「寝た子を起こすな論」や「被差別当事者責任論」につながる認識を持ち続けている場合があることも指摘された。これは、研修が知識の伝達にとどまり、内省や価値観の転換にまで十分に至っていない可能性を示している。

以上のことから、行政職員研修は単なる実施実績の積み上げではなく、差別事象の共有を含めた具体的事例に基づく学びと、意識変容・行動変容を促す仕組みへと質的転換を図ることが求められる。

（３）市民啓発における新たな課題

① SNS 上の偏見・誤情報の拡散と認識の希薄化

SNS 上では、いわゆる「さらし動画」や差別的コメントの拡散が増加しており、誤った“優遇論”や“寝た子を起こすな論”が若い世代に影響を及ぼしている可能性が指摘された。市内で実際に差別事象が発生していることを踏まえると、こうした偏見や誤情報の拡散は看過できない状況にある。

一方で、日常生活の中で部落差別と直接出会う機会が少ないことから、部落問題を身近な社会問題として捉える認識が十分に形成されていないという現状もある。積極的に差別に加担するわけではないものの、部落差別の現状や深刻さ、被差別当事者が抱える不安や生きづらさに対して無理解・無関心であるという状況が見受けられる。

また、「差別はよくない」という一般的な認識は持ちながらも、「差別はする側とされる側の問題であり、自分には関係がない」とする意識や、部落差別の解消方法として寝た子を起こすな論、部落分散論、被差別当事者責任論を主張する市民も少なくない。こうした考え方は、結果として差別の構造を温存することにつながりかねない。さらに、悪意のない無自覚な差別行為、いわゆるマイクロアグレッションの存在も近年の課題である。意図せずとも差別的な言動がなされ、それが当事者に深い傷を与える場合があるという認識を広げていく必要がある。市民と被差別当事者との間に存在する「差別に対する認識の差」をいかに埋めていくかが、市民啓発における重要なテーマである。

② 啓発動画の有効性と課題

こうした状況を踏まえ、若年層へのリーチ手法として豊中市が作成した同和問題に関するショート動画の有効性は一定程度確認された。しかし、ショート動画であるがゆえに、データや根拠の提示には限界

があることも明らかとなった。誤解を生まないためにも、ロングバージョンのより詳細な動画や、市が発信している解説ページ、各種資料と組み合わせた啓発が求められる。
今後は、ショート動画を入口として、より深い学びへとつなげる導線を明確にし、市民が部落問題を「自分ごと」として捉え直す契機をどのようにつくるかが重要である。

3　効果的な教育・啓発に向けて

以上の課題認識を踏まえ、同和行政基本方針の改定をふまえた効果的な教育・啓発の取組みとして、以下の５つの方針を基本する必要を提起する。

方針１：学校教育の体系化・質保証の強化

（１）学校全体での部落問題学習の指導方針の確立と

9 年間の「部落問題学習モデル・カリキュラム」については、全校における年間の取組状況を継続的に確認し、より充実した実践へと発展させていくことが求められる。単に実施の有無を把握するのではなく、学習のねらいが適切に共有され、子どもたちの理解や気づきがどのように深まったのかを検証しながら改善を図る仕組みの整備が必要である。
また、部落問題学習が形骸化したり、担当教職員や外部講師任せになったりすることを防ぐため、学習の目的や指導方針を学校全体で検討・共有する体制を構築することが重要である。指導案や教材例を市内で共有し、実践交流の場を設けることで、学習の質を一定水準で担保できる仕組みの強化に努めていただきたい。

（２）教職員の学び直しの構造化

教職員に対しては、基礎・応用・事例の３段階から成る体系的研修の整備を求めたい。特に、差別事象を具体的に取り扱う教材を用い、自らの課題として内省する研修を、キャリア段階に応じて実施する方向で充実させる必要がある。
部落問題学習の推進にあたっては、教職員一人ひとりが部落問題を「自分の問題」として捉え直すことが不可欠である。若手教職員のみならず、すべての教職員が継続的に学び直す機会を持ち、指導に対する不安や迷いを共有しながら力量形成を図る体制づくりが求められる。

（３）部落問題を扱う授業の連続性と社会的接続の確保

部落問題を自らの課題として主体的に捉えられるようにするためには、部落問題との出会い、対話、内省の機会を段階的に組み合わせ、学びの連続性を確保した授業モデルの開発を一層促進していただきたい。単発的な講演やイベント型学習にとどまらず、日常の学習の中で積み上げられる構造が必要である。
加えて、SNS 上の差別情報に対抗するための方法を中学生段階で育成することも検討すべきである。部落問題学習で得た知識や価値観が、インターネット上の誤情報や偏見、さらには保護者や周囲の大人から伝えられる誤った情報によって上書きされてしまわないよう、情報を批判的に読み解く力や対話的に考える力を育む視点が重要である。

（４）保護者・地域との学びの共有

部落問題学習の成果を教職員と子どもたちの間にとどめるのではなく、保護者とも共有していく仕組みづくりも今後の課題である。例えば、学習内容の概要を保護者に発信したり、保護者向けの学習機会を設けたりすることで、家庭と学校が同じ方向性のもとで学びを深めていく環境を整えることが望ましい。

市民と被差別当事者との間に存在する認識の差を埋めていくためにも、学校教育と地域社会との接続を意識した取組みを進めていく必要がある。

方針２：行政職員研修の質保証と評価の導入

（１）研修成果の可視化と組織的活用

行政職員研修については、研修後の動機づけや理解度、さらには行動変容に至るまでをどのように評価するかについて、具体的な方法の検討が求められる。単に実施回数や参加人数を報告するにとどまらず、研修が職員一人ひとりの意識や実践にどのような変化をもたらしたのかを可視化する仕組みの構築が必要である。特に管理職研修については、毎年度内容を更新し、部局が抱える具体的課題と連動させる仕組みに改めることが望まれる。管理職が率先して人権課題に向き合う姿勢を示すことが、組織全体の意識醸成につながるためである。

あわせて、所属部署や業務内容にかかわらず、すべての職員が市民啓発の担い手であり、部落差別の解消に取り組む主体の一員であるという認識を持つことが重要である。研修の成果を個人の学びにとどめず、組織文化として定着させる視点が求められる。

（２）推進員制度の実効性の充実と差別事象の共有

推進員制度については、任期や役割、研修内容を明確化するとともに、推進員同士が事例を共有し学び合う場を整えることで、制度の実効性を高める方法を検討する必要がある。推進員が単なる名目上の役割にとどまることなく、各職場における人権推進の中核として機能する体制づくりが求められる。また、豊中市で実際に発生している部落差別事象について、その件数や概要、差別性の内容などを、管理職や関係部局に限らず、より広く職員に共有できる仕組みの整備も重要である。差別事象を組織全体で共有し、そこから学ぶことによって、部落差別が現在進行形の人権課題であるという認識を深めることができる。

差別事象の共有は、再発防止のためだけでなく、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、日常業務の中で差別を見過ごさない姿勢を育むための基盤となるものである。

方針３：市民啓発の再構築（SNS 等での差別事象への対応を含む）

（１）啓発動画の活用と公式解説ページの充実

市として作成した動画の活用を通じて、同和問題に対する啓発のきっかけを作り、そこから、市民意識調査等のデータを用いたエビデンス提示、歴史、制度、誤解の構造、現在の差別実態を整理し、若い世代の疑問に応える Q&A 形式での説明を追加するための方法の充実が求められる。

（２）SNS 上の差別投稿への対応の検討

令和 7 年度第 1 回協議会でも議論されたように、大阪府や他市の取組と連動しながら、ガイドライン作成を国に働きかける等の SNS 上の差別投稿への対応方法の検討を進めていただきたい。

方針４：当事者・地域団体との協働の強化

前期協議会において示された当事者の意見を踏まえ、今後も継続的に当事者の声を聴く機会を制度的に確保していくことが重要である。人権行政を推進するにあたっては、施策の対象を外側から理解するのではなく、差別や不利益を実際に経験している当事者の語りや生活の現実から学ぶ姿勢を大前提としなければならない。

そのため、部落解放同盟をはじめ、市民団体や国際交流団体など多様な主体と協働し、人権課題に関わる施策の企画・実施・検証の各段階において当事者の視点を反映させていく体制を整える必要がある。副読本をはじめとする教材や啓発資料の改善にあたっても、当事者の経験や思いを丁寧に汲み取り、内容に反映させることが不可欠である。
人権行政は、当事者と行政、市民社会が対話と協働を重ねる中でこそ深化するものである。今後も当事者の声に学び続ける姿勢を基盤に、人権行政全般の充実を図っていくことを求めたい。

方針５・子ども・若者の“行動につながる学び”の推進
知識の習得に留まらず、「差別しない・許さない・声を上げる」という行動へつなげる教育を推進していただきたい。SNS 上の差別への対応や情報リテラシー教育を必須化し、無自覚な差別書き込みへの加担を防ぐための学びを進めていただきたい。

４．まとめ：豊中市がめざすべき方向性
豊中市は、差別事象が実際に発生している自治体として、その事実の重さを真摯に受け止めなければならない。部落差別に対する無理解や偏見が依然として存在する一方で、「同和問題はすでに終わった」という認識が広がり、社会全体のみならず、市職員や教職員についても緊張感が薄れている側面もあると考えられる。
市職員や教職員については、部落差別について一定の理解があるものと捉えられてきたが、実際には認識や意識に温度差があり、差別に対する感度をより高く、より確かなものにしていく必要がある。差別事象は、平時において市が部落問題をどのように位置づけ、どのように向き合ってきたのかを映し出すものである。そのため、発生した差別事象の背景や原因を丁寧に検証し、そこから教訓を導き出し、再発防止策を具体化していくことが最も重要である。
同和行政および同和教育の推進にあたっては、大前提となる二つの原則がある。第一に、「部落差別の現実に学ぶこと」、第二に、「当事者と連携・協働すること」である。これらは、部落問題をめぐる歴史的経緯の中で確認されてきた基本的な姿勢であり、今後も堅持されるべきものである。
以上を踏まえ、今後は「正しく知ること」「行動できる力」「支え合う地域文化」の三位一体の形成をめざし、教育および啓発の再構築を進めていく必要がある。本協議会は、市・学校・市民・当事者をつなぐ橋渡し役として、教育・啓発の質の向上を図り、差別の再生産を防ぐための不断の取組みを求めるものである。

以上をもって、本答申とする。

（参考2）

人権文化まちづくり

豊中市
同和行政
基本方針

平成 10 年（1998 年）8 月 10 日策定

令和 4 年（2022 年）3 月 28 日改定

豊中市

改定豊中市同和行政基本方針

■改定の趣旨

平成 10 年(1998 年)に策定したこの基本方針は、豊中市同和対策審議会からの答申の基本理念や基本方向等をふまえ、市の同和行政の基本的な考え方として大綱的にとりまとめたものであった。

平成 14 年(2002 年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効後、本市では一般施策として差別解消に向けた取組みを進めてきた。平成 28 年(2016 年)には、国において、相談体制の充実や教育及び啓発などについて謳った「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、部落差別解消推進法という。）」を公布・施行したが、同和問題の解決には至っていない。

同年、市長は豊中市同和問題解決推進協議会へ「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」諮問、平成 30 年(2018 年)に答申（以下、「市同和問題解決推進協議会答申」という。）」を受けた。

令和元年(2019 年)に市が実施した「人権についての市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」の結果、令和 2 年(2020 年)に法務省が公表した「部落差別解消推進法第６条に基づく調査結果（以下、「法務省調査結果」という。）」、同年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査（以下、「府民意識調査」という。）」の結果が報告されている。

こうした同和行政を取り巻く環境の変化、それぞれの調査結果、市同和問題解決推進協議会答申をふまえ、基本方針を改定するものである。

同和問題の解決は、他の人権諸課題と密接に連関し、総合的な行政により、展望を拓きうるものであるとの認識に立ち、この基本方針を平成 20 年(2008 年)策定の豊中市人権行政基本方針（以下、「人権行政基本方針」という。）とあわせて、今後の人権行政の礎と位置づける。

Ⅰ．基本的認識

日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」とした上で、「法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。

昭和 40 年(1965 年)8 月に出された、国の同和対策審議会答申（以下「国答申」という）では、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題であるとして、その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題であることを提起した。しかしながら、日本国憲法が施行されて 70 年以上、国答申が出されて 50 年以上が経過した現在もなお同和問題が解決したということはできない。

平成 28 年(2016 年)12 月に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことや、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」ことを記した部落差別解消推進法が公布・施行された。この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的としている。

令和 2 年(2020 年)の法務省調査結果では、多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残っていることや、部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれるものが一定数見られたこと、同年の府民意識調査では、同和問題に関して見られると思う人権侵害や問題として、インターネット上に誹謗中傷等が掲載されることを選択した人が最も多くなっていることが報告されている。

令和元年(2019 年)の市民意識調査では、年齢が若くなるにしたがって、さまざまな人権課題が人権教育で取り上げられるようになっている一方で、同和問題が扱われなくなってきていることや、同和問題に関する差別的な内容の発言を聞いたとき、どう感じたかとの問いに、「そのとおりと思った」、「そういう見方もあるのかと思った」と答えた人が７割を超えていることから、差別的な内容の発言に接したときに疑問や反発を感じることなく受け入れる人や、迎合しかねない人が多くいることが報告されている。さらに、自由記述においては、何も知らない人にわざわざ同和問題を教える必要はなく、そのまま放置しておけば同和問題は自然に解決するという「寝た子を起こすな」という意見や、同和行政に対する批判や同和地区住民に対する優遇措置が現在も続いているとの誤解などから「逆差別」であるという批判が多く見られたことが報告されている。

市内においては、差別発言や落書き、不動産購入時などの地区問合せなどの差別

事象やインターネット上に差別を助長しかねない動画が掲載されるなど、被差別地域に対する誤解や偏見に基づく言動による差別事象はいまだに発覚している。

本市では、これまで、乳幼児期においては、「同和保育基本方針」、「人権保育基本方針」に基づき、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした保育を積み重ね、差別を嫌だと感じ、差別を許さない感性を持った子どもを育てることを通じて、同和問題の解決をめざした実践に取り組んできた。学校教育においては、「同和教育基本方針」、「人権教育基本方針」に基づき、子どもたちが仲間とつながり、自らの生活を振り返り、将来を展望する力を獲得する同和教育実践を積み重ね、人権の課題を自分自身の問題として捉え、日常生活のさまざまな場面を通じて積極的に考え、実践することを目標として取り組んできた。市民啓発については、被差別当事者や一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会と、被差別当事者の経験や思い、地域の歴史や現状を知るためのフィールドワークや、同和問題の学びの場の提供を協働により取り組んできた。また、市民による「差別のない明るく住みよい町の実現」に取り組む豊中市人権教育推進委員協議会や、企業の立場から人権啓発の推進や就職の機会均等などに取り組む豊中企業人権啓発推進員協議会、すべての市立小中学校における同和教育をはじめとする人権教育の調査研究及び実践に取り組む豊中市人権教育研究協議会などとも連携し、同和問題の解決に取り組んできた。これまで、このような教育・啓発に取り組んできたが、先にも記載のとおり市内においてもいまだに差別事象は発覚しており、同和問題が解決したとはいえない。

平成30年(2018年)の市同和問題解決推進協議会答申では、住宅を含む環境改善や教育・就労の保障については、同和対策事業の成果として一定の改善が見られたことを評価しつつ、「部落に対する差別意識と行動についてはいまだに残り続けており、教育・啓発が担うべき役割は非常に大きなものである」とした上で、乳幼児期の取組み、学校教育における取組み、市民向けの人権啓発のあり方について、さまざまな課題と認識、具体的な取組みが提言された。

市は、この基本的認識の内容をはじめとしたこれまでの同和行政をめぐる取組みの成果と課題を受け止め、市同和問題解決推進協議会答申を尊重し、部落差別が現存するかぎり、その解決のために同和行政を推進する。

Ⅱ. 基本目標

同和行政とは、同和問題の解決に向けた総合的な行政である。そして、同和問題の解決とは、累積的な差別の結果としての諸格差を解消することにとどまらず、すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入れられない状態をつくりだし、部

落差別のない地域社会を実現することである。

差別は許されないものであるという人びとの共通認識のもと、被差別の状況にある人が孤立せず、すべての人が個人として尊重され、互いに人間として尊厳を認め合い、人とひととの連帯・協働のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる人権文化に根ざした安心して暮らせる地域社会の実現と、その社会づくりを担う市民の主体的に学ぶ力、行動する力を育てることを目標とする。それにあたっては、差別や偏見を引き起こす背景には社会構造上の問題があることから、差別を差別する側と差別される側の二者間だけの問題にせず、個人への配慮を行い社会全体の問題として捉えることが大切である。

なお、このことは、平成29年(2017年)12月に策定された、第4次豊中市総合計画の「共に生きる平和なまちづくり」の実現に資するとともに、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（ＳＤＧs)」がめざす「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与するものである。

Ⅲ. 基本視点

昭和44年(1969年)同和対策事業特別措置法施行から財政上の特別措置が失効した平成14年度(2002年度)までに取り組んだ施策や事業は、累積的な差別の結果である低位な状態ー貧困、不安定就労、劣悪な住環境等の問題ーの解消に一定寄与してきた。しかし、これらのことは、差別そのものの解消にとって必要条件であったが、十分条件ではなかった。

そのため、引き続き広く一般施策として、これまでの取組みの成果と課題を十分にふまえた上で、少子化、高齢化、高度情報化、国際化等の急速な社会変化にも留意し、施策の推進に努める。日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結びつけていくことが必要である。

部落差別をはじめさまざまな差別の解消に向けては、日常生活の中にある差別的な価値観や生活意識を問い直すことを通して、自発的に差別をなくすという態度が育まれることにつながる人権教育、啓発を人権文化の創造という営みとして推進する。

また、同和問題のみならず、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など他の領域のさまざまな人権課題が顕在化している。これらは複合的に絡み合うものであり、それぞれの領域がかかえる課題とその有機的な連関については、総合的な視点をもって関係部局・関係機関の連携により整理、対応してきた。引き続き、行

政のすべての分野において、人権尊重の視点から潜在化している課題に注意しながら、施策やその推進のあり方について点検や見直しを行う。

そして、同和問題固有の課題をふまえつつ、その解決への道すじが、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うという認識のもとに、あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って施策の推進に努める。

Ⅳ. 施策の基本的方向

すべての人間が一人ひとり個性ある人格を持ったかけがえのない存在として尊重されるとともに、社会的身分や門地、民族、信条、性、障害の有無、年齢、職業等による不当な差別を解消することが、めざすべき平和で平等な社会の実現への途を拓くものである。

したがって、被差別の現実から学ぶことにより、人権尊重を社会的な規範として確立することをめざし、人権尊重のまちづくりの推進に努めるとともに、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」をふまえ、人権行政基本方針やこの方針に基づいた施策を行い、引き続き同和問題の早期解決をめざす。

1）人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進

出自や年齢、障害の有無、職業等による不当な差別が解消され、平和で平等な社会を実現するための「自己啓発」や「自己解放」の契機となる啓発、教育の推進に努める。

同和問題についての学校での学習機会は、多様な人権課題が学ばれるようになる一方で大幅に減少している。同和問題について理解が十分でないまま学校教育を終える人は増えている。このような状況の中、部落差別が身近な人からの伝承により記憶されていくとともに、インターネットを通じて、差別を助長するような情報等が発信されており、差別への同調につながる意識が広がることが懸念される。このことから、生涯学習として、若い世代へはさまざまな媒体を活用した啓発・教育の推進に努めるとともに、年齢、学校での学習経験の有無に関わらず、同和問題との出会い、学び直しができる機会の提供に努め、差別に出会ったときに適切に対応できる力をつけていくことが重要である。

また、こども園、小中学校、高等学校、さらに市民向けの人権啓発の取組みを個々別々に実施するのではなく、それぞれの実践が共有され、有効な学びが提供できるしくみを整える。学校園等は、人権尊重を基盤にした子どもの「生きる力」の育成やまちづくりへの参加意志の形成をはじめ、有効な教育・保育実践の

継続・発展のため、職員の経験や知識の継承に努める。

2）人権尊重のまちづくりの推進

同和地区とその周辺も含めたまちづくりに向けては、地区内外の住民の交流が促進されている。地域コミュニティが人権課題を見据えてつながることや、差別される側と差別する側の対立関係から、対話によって相互の信頼関係を築いていくことは、心理的、実態的差別の課題解決に向かうことを念頭に、引き続き全市的な視野をもって、人権尊重の観点に立って施策を推進する。

令和 2 年(2020 年)開設の市立人権平和センターは、人権の尊重と平和の実現は不可分であることから、平和意識の高揚と同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、市全域を見据えた情報受発信の拠点施設として、また、困難を抱える人が安心して声をあげられる市民の安心・安全を支える場所として、人権文化の創造を基調としたまちづくりの推進に取り組んでいく。

【関連する法律等】

・「人権文化のまちづくりをすすめる条例」
(平成 11 年(1999 年)4 月施行)

・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
(平成 12 年(2000 年)12 月施行)

・「大阪府部落差別事象の調査等の規制等に関する条例」
(平成 14 年(2002 年)策定、平成 23 年(2011 年)10 月改定)

・「部落差別の解消の推進に関する法律」
(平成 28 年(2016 年)12 月施行)

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成 28 年(2016 年)12 月一部施行、平成 29 年(2017 年)2 月施行)

【関連する計画等】

・「豊中市人権教育推進プラン」
(平成 16 年(2004 年)3 月策定、令和 2 年(2020 年)3 月一部改訂)

・「豊中市人権行政基本方針」　(平成 20 年(2008 年)2 月策定)

・「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について 答申」　(平成 30 年(2018 年)3 月策定)

Ⅴ．推進体制の充実

1）庁内の推進体制

同和問題を女性や障害のある人、外国人をはじめとしたさまざまな差別や人権問題とも重ね合わせながら、その背景や土壌についての深い洞察の上に立ち、その解決に向けて、すべての行政分野で取り組む。そのため、各人権課題への対応に加え、すべての人権問題にかかわる総合的課題への対応との両面からアプローチしていく体制の充実を図る。今後も多様な職員体制の中で、同和問題に対する理解を深め、部落差別を見過ごすことがないよう、職員研修を進める。

また、人権侵害による被害救済について、関係機関や団体と連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど、可能な方策に取り組む。

さらに、人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づき、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った取組みを推進する組織である人権行政推進本部のもと、この方針に基づく施策の進捗把握を行い、市同和問題解決推進協議会など市の附属機関の意見を聴きながら、人権行政基本方針に基づく総合的な見地から整合性のある施策を推進する。

2）人権に関わる市民団体等との連携

同和行政の推進にあたっては、これまで同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権擁護活動を進めてきた団体と連携を図ってきた成果をふまえ、被差別当事者と同和問題の解決に向けて取り組む人びとの声を大切にしながら、引き続き、同和問題の解決が一層進むよう協働とパートナーシップにより取組みを行う。

そのため、市民活動として人権文化の創造に寄与するＮＰＯ（非営利組織）、研究団体等との連携並びに支援に努める。

3）市同和問題解決推進協議会の位置付けと他の審議会等との連携

市同和問題解決推進協議会は、市における同和問題の解決についての諸課題を調査審議する市長の附属機関であり、同和行政の推進にあたってはその活発な議論や意見を参考とする。あわせて、この協議会での検討や取組みは、他の人権問題の解決への道すじとも重なり合うという視点に立って、人権文化のまちづくりをすすめる協議会をはじめ、各領域の審議会等との有機的な連携に努める。

Ⅵ. 府及び府内市町村等関係機関との連携

同和問題を解決していくためには、府はもとより府内の各市町村等関係機関との連携は極めて重要な意味を持つものであり、今後も引き続き緊密な連携を図る。

また、近隣市町村との協働による啓発事業の取組みなど、広域的な取組みを進める。

Ⅶ. 国・府に対する法的措置等の要望

同和問題の根本的な解決を図るための基本となる「部落差別解消推進法」が公布・施行された。同法は、相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査について規定している。そのため、人権施策の一環として、部落差別解消推進法に規定されている施策が実現できるよう、行財政措置を講じることを、市長会を通して国に強く要望する。また、府独自の行財政措置の充実についても要望する。